

平成 22 年 度

# 国の施策等に関する提案・要望

(平成 21 年 7 月)

鳥 取 県

## 目 次

|    |   |    |
|----|---|----|
| 1  | 真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について                       | 1  |
| 2  | 地方が主役の地方分権改革の実現について                             | 3  |
| 3  | 直轄事業に係る負担金の廃止・見直しについて                           | 5  |
| 4  | 地方の経済対策実施のための交付金制度の改善について                       | 6  |
| 5  | 切れ目のない経済雇用対策の実施と国際競争力のある産業への転換について              | 8  |
| 6  | 安定した雇用の維持・確保に向けた取組の強化について                       | 10 |
| 7  | 農林水産業の雇用対策の充実強化について                             | 12 |
| 8  | 農林水産業の関連産業への支援強化について                            | 13 |
| 9  | 次世代へつながる社会成長を実現するためのグリーンニューディール施策について           | 14 |
| 10 | ジオパーク構想に関する支援について                               | 16 |
| 11 | 新型インフルエンザ対策の推進について                              | 17 |
| 12 | 道路整備費の確保と高速道路ネットワークの早期整備について                    | 19 |
|    | ・道路整備費の確保について                                   |    |
|    | ・高速道路ネットワークの早期整備について(姫路鳥取線、山陰道、岡山米子線など)         |    |
| 13 | 環日本海貨客船航路の安定的な運航及び利用拡大に資する支援体制の充実について           | 22 |
| 14 | 過疎地域自立促進特別措置法の失効後における新たな過疎対策について                | 23 |
| 15 | 地上デジタル放送への移行に伴うアナログ時の放送エリア100パーセントカバーのための対策について | 25 |
| 16 | 中山間地域の農業の維持発展に向けた取組について                         | 27 |
| 17 | 斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について                     | 28 |
| 18 | 方面地区ウラン残土により製造したレンガ製品の県外搬出について                  | 30 |
| 19 | 地域雇用創造推進事業の柔軟な運用について                            | 31 |
| 20 | 職業訓練に係る国と地方の役割分担等について                           | 32 |
| 21 | 中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策の継続・強化について                    | 33 |
| 22 | 北朝鮮による核実験等について                                  | 34 |
| 23 | 北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について                           | 35 |
| 24 | 警察の人的基盤の整備について                                  | 37 |

---

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 2 5 | 日本海側の防衛体制及び災害時救援能力の向上（ヘリコプターの配備、生物テロ等の対処能力の向上）について | 38 |
| 2 6 | 国民保護訓練の共同実施について                                    | 39 |
| 2 7 | 日本海西部海域における地形・活断層調査について                            | 40 |
| 2 8 | 災害復旧事業等に要する地方公共団体の財政負担の軽減について                      | 41 |
| 2 9 | 消防力の整備に係る財政措置の拡充について                               | 42 |
| 3 0 | 日本周辺海域における警備体制の強化と漁業の安全操業について                      | 43 |
| 3 1 | 島根原子力発電所に係る防災対策の範囲の見直しについて                         | 44 |
| 3 2 | 人権施策の推進について  | 45 |
| 3 3 | 地方における情報通信格差の是正について                                | 46 |
| 3 4 | 総合的な鉄道の整備推進について                                    | 47 |
| 3 5 | 地方バス路線等生活交通確保のための自治体負担に対する財源確保について                 | 48 |
| 3 6 | 鳥取・米子空港の利便性向上のための国内地方航空路線の充実について                   | 49 |
| 3 7 | 中山間地域における投票機会の確保について                               | 51 |
| 3 8 | 不採算地区病院の運営費に係る財政措置について                             | 52 |
| 3 9 | 道州制の検討について   | 53 |
| 4 0 | 地方国立大学の持続的発展及び国立大学法人運営費交付金の措置について                  | 54 |
| 4 1 | 三徳山の世界遺産登録に向けての取組について                              | 55 |
| 4 2 | 医師の確保対策の推進について                                     | 56 |
| 4 3 | 看護師確保対策の推進について                                     | 58 |
| 4 4 | 介護現場における人材定着対策について                                 | 59 |
| 4 5 | 発達障害や地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供と財源確保について                 | 60 |
| 4 6 | 障害児のサービス利用負担の見直しについて                               | 61 |
| 4 7 | 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の見直しについて                          | 62 |
| 4 8 | 地方の実情に応じた子育て支援体制の充実について                            | 63 |
| 4 9 | 要介護認定制度の見直しについて                                    | 64 |
| 5 0 | 療養病床の再編に係る円滑な移行措置について                              | 65 |
| 5 1 | 児童養護施設等を利用している子どもたちの処遇向上と職員配置基準の改善等について            | 66 |
| 5 2 | 安心こども基金の補助率の引き上げと設置期間の延長等について                      | 67 |
| 5 3 | 妊婦健康診査助成事業に対する支援について                               | 68 |
| 5 4 | 難病患者等支援対策の充実について                                   | 69 |
| 5 5 | 肝炎対策のための法案の早期成立について                                | 70 |
| 5 6 | ドメスティックバイオレンス（DV）対策に係る制度の充実について                    | 71 |
| 5 7 | 保育所における保育士配置基準の改善及び財源措置の充実について                     | 72 |

|     |   |     |
|-----|---|-----|
| 5 8 | 子育て家庭への経済的支援について                                      | 73  |
| 5 9 | 不妊治療支援対策の充実について                                       | 74  |
| 6 0 | がん対策の推進について   | 75  |
| 6 1 | 日本脳炎ワクチンの安定供給について                                     | 76  |
| 6 2 | 特定健診・特定保健指導における精度管理について                               | 77  |
| 6 3 | 生活保護の級地制度及び被保護者の自動車運転免許取得について                         | 78  |
| 6 4 | 生活福祉資金貸付事業「要保護世帯向け長期生活支援資金」について                       | 79  |
| 6 5 | 民生委員・児童委員及び主任児童委員の報酬について                              | 80  |
| 6 6 | 主任児童委員の配置基準の改善及び財源措置の充実について                           | 81  |
| 6 7 | 特別医療費の助成に伴う国民健康保険療養給付費等負担金の減額措置の見直しについて               | 82  |
| 6 8 | 医業類似行為の明確化について  | 83  |
| 6 9 | 国による准看護師制度の一元管理について                                   | 84  |
| 7 0 | 社会保障制度における「世帯」の在り方について                                | 85  |
| 7 1 | 黄砂問題に対する取組みの推進について                                    | 86  |
| 7 2 | 循環型社会形成推進交付金制度の拡充について                                 | 87  |
| 7 3 | 消費者行政活性化への財政的支援の継続について                                | 88  |
| 7 4 | 新エネルギーの導入促進について                                       | 89  |
| 7 5 | 食品に関する表示の関係法令等の一元化について                                | 90  |
| 7 6 | 生活排水処理事業における国の窓口の一本化、維持管理費に対する財源の確保及び統廃合時の補助金返還免除について | 91  |
| 7 7 | 小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略特例の見直しに関する対策について                | 92  |
| 7 8 | 住宅の耐震改修補助制度の拡充について                                    | 93  |
| 7 9 | 地域住宅交付金の提案事業費枠の拡大について                                 | 94  |
| 8 0 | 国立公園等の公園施設整備について                                      | 95  |
| 8 1 | 地域間格差是正のための企業立地の促進等について                               | 96  |
| 8 2 | 地域活性化を促進する植物工場の活用による新たな市場の創出への支援について                  | 98  |
| 8 3 | 家畜飼料の国内自給率向上及び収益性の低下した畜産農家への支援策の強化について                | 99  |
| 8 4 | 学校給食における日本型食生活の推進について                                 | 100 |
| 8 5 | 加工食品及び外食における原産地表示の推進について                              | 101 |
| 8 6 | 農林水産物貿易ルールの確立について                                     | 102 |
| 8 7 | 米政策の見直しについて   | 103 |
| 8 8 | 魚介類における農薬残留基準の早急な設定について                               | 104 |
| 8 9 | 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業における「らっきょう」の対象市場群の                  |     |

|       |  |     |
|-------|--|-----|
|       | 追加設定について   | 105 |
| 9 0   | 畜舎の臭気対策施設整備への支援について                                    | 106 |
| 9 1   | 公共育成牧場、食肉センター等、公共性の高い畜産施設の修繕整備に係る支援について                | 107 |
| 9 2   | 弓浜半島地域の実効ある農業用水確保対策について                                | 108 |
| 9 3   | 国営造成水利施設の維持管理支援施策の充実について                               | 109 |
| 9 4   | 用途廃止する国営土地改良財産の譲与先の明確化等について                            | 110 |
| 9 5   | 農業用基幹水利施設の整備・補修に対する地方財政措置の充実について                       | 111 |
| 9 6   | 小水力発電施設の整備・運営に対する支援措置の充実について                           | 112 |
| 9 7   | 造林公社に対する支援措置について                                       | 113 |
| 9 8   | 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について                      | 114 |
| 9 9   | 森林整備加速化・林業再生事業費の確保について                                 | 115 |
| 1 0 0 | 米子空港の滑走路2,500m化事業の完成について                               | 116 |
| 1 0 1 | 重要港湾境港などの整備促進について                                      | 117 |
| 1 0 2 | 殿ダム建設事業の促進について   | 118 |
| 1 0 3 | 河川事業費の確保について   | 119 |
| 1 0 4 | 海岸事業費の確保について   | 120 |
| 1 0 5 | 砂防関係事業費の確保について   | 121 |
| 1 0 6 | 治山関係事業費の確保について   | 122 |
| 1 0 7 | 漁港関係事業費の確保及び漁港航路・泊地しゅんせつの支援制度拡充並びにフロンティア漁場整備事業費の確保について | 123 |
| 1 0 8 | 直轄事業における地元企業への優先発注について                                 | 124 |
| 1 0 9 | 教育における地方分権の推進について                                      | 125 |
|       | ( 1 ) 地方公共団体の自主性、自立性を尊重し、地方分権に資する教育行政の確立について           | 125 |
|       | ( 2 ) 少人数学級の制度化について                                    | 126 |
|       | ( 3 ) 「総額裁量制」の柔軟な運用について                                | 127 |
|       | ( 4 ) 学校図書館の整備・充実について                                  | 128 |
|       | ( 5 ) スクールカウンセラーの国庫補助制度の充実について                         | 129 |
|       | ( 6 ) 特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて                            | 130 |
| 1 1 0 | 学校施設の耐震化の促進について  | 131 |

# 1 真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について

地方交付税については、生活防衛のための緊急対策に基づき、「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源として、通常枠とは別枠で1兆円措置されたことにより、前年度予算に対して4千億円増額され、総額が確保されたこと、及び地方税制については、消費税を含む税制の抜本的改革とあわせて、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方の見直しを含む本質的な改革に向けた方向性が示されたことは一定の評価ができるものの、新たな地方税財政制度の構築の検討は先送りにされ、地方税収の地域間格差は本質的な是正がなされないままとなっています。

更に、米国発の金融危機が世界経済に暗い影を落とし、景気の底が見えない状況であることから、引き続き地方財政の悪化が懸念されるどころです。

ついては、地方財政の危機的な状況を踏まえ、次の事項について強く要請します。

## 1 地方税の充実強化と偏在性の小さい地方税体系の構築

税源の少ない地方にあっても、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うことができるよう、国と地方の税源配分を見直し、国税と地方税の割合を5対5とすること。

その大前提として、かえって地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう、偏在性の小さい地方税体系とした上で、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を充実・強化し、税源の乏しい団体についても地方税及び地方交付税を含めた一般財源総額が確保されるよう適切な配慮をすること。

地方法人特別税等の創設は、あくまでも消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定的措置であり、早期に地方消費税の拡充などを基本とした、地方税制の本質的な改革を行い、本来あるべき偏在性が小さく、安定性の高い地方税体系の構築を実現すること。

また、地球温暖化防止等の環境対策については、新たな税を創設し、森林整備など地域の実情に応じた環境対策に地方が取り組めるよう税収の一部を地方固有の財源とすること。

## 2 地方交付税の総額確保

地方交付税については、赤字地方債である臨時財政対策債の発行などによることなく所要額全額を手当てするとともに、交付税率の引上げなどを行うことで三位一体改革による不合理な削減分を復元し、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営に必要な総額を確保すること。決して国の財政再建のために削減することはあってはならないこと。

また、雇用経済情勢をにらみながら、「地域雇用創出推進費」の平成22年度の拡充と平成23年度以降の継続を行うこと。

## 3 地方分権に即した財政再生スキームの確立

地方財政健全化法の成立・施行により、地方財政再生の新たな仕組みが導入されたところであるが、財政健全化のための具体的方策として債務調整の導入の検討等を進めるに当たっては、財政力が弱い地方公共団体が不利益を被ることのないよう配慮すること。

( 要望省庁：内閣府、総務省、財務省 )

## 2 地方が主役の地方分権改革の実現について

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会で、昨年5月の第1次勧告、12月の第2次勧告が行われており、国から地方への事務権限の移譲、地方に対する義務付け・枠付けの廃止・縮小、国の出先機関のあり方などについて、今後の方向性が示されたところであります。

さらに、これまでの勧告内容を踏まえ今秋を目途に、地方の税財政制度のあり方等に関する第3次勧告が行われる予定となっています。

については、今後の地方分権改革の推進に当たっては、前回の三位一体改革で地方交付税の大幅な削減が行われた結果、深刻なダメージが残ったままの状態にある地方財政に十分配慮し、真に地方が主役となる地方分権改革が実現されるよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 1 権限及び財源の一体的移譲

地方分権改革推進委員会のこれまでの勧告については、権限移譲内容に住民に身近な地方が担うべき労働雇用行政などが盛り込まれておらず、財務事務所などそもそも見直しの対象となっていない国の出先機関があるなど不十分な内容。

については、住民に身近な行政は権限と財源を合わせ一体的に、地方に移譲することを原則として、国と地方の役割分担について踏み込んだ議論をさらに行うこと。

### 2 直轄事業負担金の抜本的見直し

国の直轄事業負担金については、地方負担分に人件費や営繕宿舍費用などが含まれていたことは誠に遺憾であり、さらに未だ地方負担分に関する内訳の公表内容が全く不十分な状態であることは、国と地方の信頼関係を損ないかねないものであり、早急に解消すべき。

また、地方は事業に関与できないにも関わらず、支払い義務を法令で義務付けるという制度のあり方自体が問題であり、抜本的に

見直しを行うこと。

### 3 地域間格差の是正

本格的な地方分権型社会において、地方が都市部と対等に自らの個性を生かした創意工夫により地域経営を行うことができるよう、地方分権の前提として、地域間格差の是正に向けて、産業の再配置や高規格道路網及び情報通信基盤などの地方の遅れた社会基盤整備などに国家戦略として緊急に取り組むこと。

### 4 市町村への補助金交付の見直し

最近、市町村に対する補助金等について、県を經由しない補助金を創設する動きがあるが、このことについては、国の出先機関の組織存続や行財政体制の脆弱な基礎自治体への国の影響力を強化することを目的に行われていることが懸念されるものであり、地域の実情に精通している都道府県に財源を移譲し、地方の責任と裁量に基づき実施させること。

( 要望省庁：総務省、内閣府、国土交通省 )

### 3 直轄事業に係る負担金の廃止・見直し について

国が行う土木その他の建設事業には、その経費の一部を地方公共団体が負担するものが少なくありません。

新設改良等の経費については投資事業費に応じて負担金が徴収されており、受益と負担の観点から幾分か負担はやむを得ないものの、現在、集中投資により整備が行われる中、その負担は大きなものとなっています。

また、道路と河川については、維持修繕の経費についても地方公共団体から負担金を徴収されているが、その負担は高率（45パーセント）で、しかも経常的・恒常的なものであることから、直轄事業で道路や河川の整備が進むにつれて財政基盤のぜい弱な地方公共団体には重荷となり、県財政を圧迫しています。

については、追加経済対策等で更に県財政が逼迫する中、地方公共団体の財政状況を考慮し、直轄事業に係る負担金制度の早期廃止・見直しについて格別の御配慮をお願いします。

- 1 地方が事業の必要性を確認するシステムの創設
- 2 地方の負担は、国庫補助金で認められている費目や事務費比率の範囲内とするルールとし、退職手当や営繕宿舍費などの本来の趣旨に合致しない不適切な負担を地方に求めないこと。また、地方が負担の適否を判断するため、負担内訳のより一層の透明性を確保すること。
- 3 経常経費についての負担金の廃止
- 4 建設（新設・改良）に係る負担金の軽減。

（要望省庁：国土交通省、農林水産省、財務省）

## 4 地方の経済対策実施のための交付金制度の改善について

このたびの世界同時不況の波は、脆弱化した地域経済を直撃し、弱い立場にある派遣労働者等非正規労働者のみでなく正社員の雇用調整などへと進展しており、鳥取県でも本年6月末までに3千人弱の雇止めがなされています。

しかしながら、有効求人倍率が本年5月で0.46倍まで低下している本県においては、これらの労働者を受け入れる環境は整っておらず、雇用環境は大変厳しい状況にあります。

については、雇用不安を解消し地方での雇用機会の創出のためや、地域経済の活性化に資する公共投資の円滑実施などに対処するために設けられた「ふるさと雇用再生特別交付金」を始めとする各種交付金に関して、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 1 ふるさと雇用再生特別交付金について

ふるさと雇用再生特別交付金は、民間企業等への委託事業のみが対象である。雇用創出目的のためには、民間企業等への補助事業による執行や地方自治体による直接実施も有効であることから、事業を実施しやすい補助事業や直接実施も対象とすること。

### 2 緊急雇用創出事業臨時特例交付金について

- (1) 雇用期間は、つなぎの雇用機会の提供という趣旨から原則6か月未満（分野により1回更新可）とされているが、失業者はより長期の雇用を希望しており、応募者が少ない事例も出てきている。このため、雇用期間を全ての場合に1回更新できるようにするなどの弾力的な運用
- (2) 研修・人材育成が主たる目的の事業や建設・土木事業等は対象外であるが、雇用創出効果の見られる事業はすべからず対象
- (3) 人件費割合要件（7割以上）を「ふるさと雇用再生特別交付金」（5割以上）と同様とするとともに、新規雇用失業者割合要件（3/4以上）を撤廃

- 3 地域活性化・公共投資臨時交付金について  
地方負担の軽減と地域経済の活性化に資する効果的な活用に十分配慮すること。
- 4 地域活性化・経済危機対策臨時交付金について  
事業の効果を十分に発揮するため、複数年度事業への充当を可能にするなど、弾力的な制度とすること。

(要望省庁：厚生労働省、内閣府)

## 5 切れ目のない経済雇用対策の実施と国際競争力のある産業への転換について

アメリカの金融危機に端を発する世界同時不況は、日本国内の経済にも深刻な影響を及ぼしており、国内製造業の受注が激減する中、地方に事業所を構える企業が事業縮小や都市部の本社へ事業集約を行う流れが加速しており、地方の経済は崩壊寸前の危機的な状況にあります。このため、当県においても平成21年5月の有効求人倍率が0.46まで下落するなど、雇用の面においても大きな影響を与えています。

政府においては、事業規模56.8兆円、財政支出15.4兆円を盛り込んだ過去最大規模の平成21年度補正予算を取りまとめられたところですが、世界的な景気回復の見通しが立たない現状において、外需への依存割合が多い我が国経済は回復の見通しが立たない状態にあると考えられます。

当県においても国において取りまとめられた一連の経済雇用対策に呼応し、中小企業の資金繰り対策、新規雇用の創出、雇用のミスマッチの解消等に取り組んでいるところですが、先の見えない不況下においては、継続した経済雇用対策が必要であると考えます。

また、経済のグローバル化の進展に伴い国際競争力を失いつつある我が国の産業は、世界の舞台で競争力を発揮できる新たな産業へと構造転換する必要があると考えます。政府においては新たな成長分野として低炭素革命や健康長寿、ITなどの分野を打ち出されていますが、我が国が世界の中で安定した経済成長を遂げるには、これらの分野への重点的投資により、産業構造を転換し、世界をリードする「技術立国」としての地位を不動のものにする必要があると考えます。

については、我が国経済を早急に回復させるとともに、安定した経済基盤の基礎となる国際競争力を持つ産業を育成するために、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

## 1 切れ目のない経済雇用対策の実施と雇用のミスマッチ解消

先の見えない不況を脱し、安定した経済回復軌道に乗るために、我が国経済を支える中小企業等の経営状況等を注視し、時期を失しない継続した経済雇用対策を行うこと。

また、深刻化する雇用情勢のもと、人材が不足している福祉分野、農林水産業分野等は、雇用の受け皿として特に注目すべき分野であることから、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など、雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充すること。

## 2 国際競争力のある産業への転換

「経済危機対策」の中に位置づけられている「低炭素革命」や「健康長寿」など新たな成長分野において、我が国産業が安定した国際競争力を持つために必要な施策を重点的に行うとともに、大企業等一部の特定企業だけではなく、地方の中小企業が新たな技術の恩恵を受けられるような施策を行うことにより、我が国産業全体の底上げを図ること。

( 要望省庁：内閣府 )

## 6 安定した雇用の維持・確保に向けた取組の強化について

内閣府の月例経済報告（平成21年6月）において「景気は、厳しい状況にあるものの、一部に持ち直しの動きが見られる」と報告されているものの、雇用情勢は回復する兆しは見られず、本年5月の有効求人倍率も0.46と非常に厳しい状況となっております。

このような中、国においては、雇用保険の非受給者を対象とした「訓練・生活支援給付金」の創設や、中小企業緊急雇用安定助成金の拡充などの対策が行われるとともに、当県においてもこれらの対策に呼応した独自の対策を行っているところですが、先の見えない経済雇用情勢のなか、継続した対策が必要と考えます。

については、安定した雇用環境を維持、確保するために、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 1 雇用保険非受給者に対する生活保障制度

雇用保険の非受給者に対する「訓練・生活支援給付金」について早期に実施し、恒常的な制度として定着させること。

### 2 中小企業緊急雇用安定助成金等の制度拡充

先の見えない経済状況下で受注が激減する中、雇用を維持しようとする企業を支援するため、助成率（雇用調整助成金：3/4、中小企業緊急雇用安定助成金：9/10）の一層の引上げを図ること。

### 3 労働者派遣法の早期改正

現在審議中の労働者派遣法の一部改正を早期に実施するとともに、今後の見直しに際しては、製造業への派遣や登録型派遣の是非など、労働者保護の観点に立った制度改正を図ること。

#### 4 若年労働者雇用対策の推進

深刻化する雇用情勢のもと、求人数が今年より大きく減少することが見込まれる中、新規学卒者が就職未決定のまま卒業することがないように、採用枠の確保対策を強化するとともに、フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者が、正社員として就職するための対策を一層強化すること。

( 要望省庁：厚生労働省 )

## 7 農林水産業の雇用対策の充実強化について

経済、雇用情勢が悪化する中、農林水産業は新たな雇用の受け皿として注目されているところであります。当県では、国の『「農」の雇用事業』及び『緑の雇用担い手対策事業』を活用し、県内外の離職者等の農林水産業への就業を積極的に推進するとともに、担い手の確保・育成を図る『鳥取暮らし農林水産就業サポート事業』を実施しています。

現在、197名が既に事業採択されていますが、今後さらに167名の追加申請が見込まれています。このように農林水産業の事業体が雇用の受け皿として注目される一方で、技術習得を始めとする十分な人材育成を行うためには、事業体の負担増が懸念されるところです。

今後、農林水産業への就業と担い手の確保を迅速かつ的確に推進するために、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 『「農」の雇用事業』における制度拡充と事業の継続  
助成対象者に農地保有合理化法人、作業受託事業体を追加  
研修対象者に経営主の3親等以内の者を追加  
研修支援期間の延長、研修対象経費の見直し及び助成額の引上げ  
事業の継続
- 2 『緑の雇用担い手対策事業』の更なる制度拡充  
・技術習得推進費の引上げ、助成対象期間の延長
- 3 『漁業担い手確保・育成対策事業』の制度拡充  
応募要件の緩和、研修期間の延長  
漁業研修者への支援の創設  
漁業経営開始時の支援制度の円滑な運用
- 4 I J Uターン者による人材確保のための住宅対策の制度拡充  
農林水産業研修者向け住宅整備の支援策の拡充  
新規就業者の住宅確保に対する助成制度の拡充創設

( 要望省庁：農林水産省 )

## 8 農林水産業の関連産業への支援強化 について

地方の基幹産業である農林水産業における雇用が、継続し拡大していくためには、食品加工や木材加工など、農林水産業の関連分野で雇用の受け皿の拡大を図る必要があります。

当県では、「鳥取暮らし農林水産就業サポート事業」において、県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業における新規就業者の研修経費を支援しているところです。

今後とも、農林水産業の新たな担い手を確保し、農商工連携による農林水産物の付加価値向上を目指しながら、雇用の確保と地域の所得向上を図ることが重要となっています。

については、地域の農林水産業を支える関連産業が発展し、雇用の受け皿が拡大するよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 国産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度を創設すること。
- 2 食農連携促進施設整備事業（農林水産省）の継続、拡充及び農商工連携型地域中小企業応援ファンド事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構）における本格生産設備整備への支援拡大

（要望省庁：農林水産省、経済産業省）

## 9 次世代へつながる社会成長を実現するための グリーンニューディール施策について

現在、百年に一度の世界同時不況の中にあって、「環境」をキーワードとした新たな産業分野は、今後の社会的課題に対応した新たな社会成長と雇用の創出につながる新産業として、本県においても大きな期待を寄せていると共に、企業等も経営資源を重点配分するなど大きな方向転換期を迎えようとしているところです。

については低炭素社会の実現に向け、持続可能な社会成長を実現し、美しく風格のある国土を良好な状態で次世代に引き継ぐことができるよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 1 二酸化炭素排出量の削減のための社会システムの構築

国内排出量取引制度、J-V E R及び国内クレジットなど、市場メカニズムを活用した二酸化炭素削減方策の果たすべき役割は大きい。

- (1) カーボンオフセットについて企業、国民への周知を図り、早期の普及拡大の措置が講じられること。
- (2) J-V E Rや国内クレジットの経済的インセンティブを高めるため、温対法における事業者の温室効果ガス排出量の算定・公表において反映できるよう措置が講じられること。
- (3) 排出枠売買の活性化のため、国内排出量取引の早期本格的導入さらには国内排出権統一市場の構築に向け措置が講じられること。

### 2 環境産業振興のための柔軟な支援制度

「地域グリーンニューディール基金」をはじめとした、様々な環境産業の振興に資する支援制度について、細かな制約を設けることなく、地方の創意工夫を活かすことができるよう柔軟な支援措置が講じられること。

### 3 企業誘致に対する支援制度

財政基盤や産業基盤が脆弱であることから、企業誘致を行うための施策にも限界があるため、誘致企業に対する税制面での優遇措置など思い切った国策としての誘導措置が行われること。

### 4 公設試験研究機関に対する支援制度

地方発の技術革新による新たな環境産業の創出のためには、公設試験研究機関が重要な役割を担うこととなるため、研究設備の充実や、積極的な技術支援が講じられること。

( 要望省庁：内閣府、経済産業省、環境省 )

## 10 ジオパーク構想に関する支援について

科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用するとともに、教育や地域振興に活かすことを目的とした「ジオパーク」が、ユネスコ支援のもと、主に欧州や中国で取り組まれており、2004年には「世界ジオパークネットワーク」が設立されたところです。

日本でも「ジオパーク」に関する取組が本格化し、本年5月には国内においてジオパークに認定された地域の集まりである「日本ジオパークネットワーク」が設立されたところです。

現在、この、日本ジオパークに認定された、山陰海岸（京都府、兵庫県、鳥取県）ほか7地域が世界ジオパークネットワーク加盟を目指しているほか、その他の地域でもジオパークを目指して、地質遺産の保護・研究やジオツアーなど地域振興への活用、これらを推進するための体制の充実など、ジオパーク運営に向けた取組を積極的に行っているところです。

については、全国で活発化しているジオパーク構想の取組を推進するため、国におかれても、下記事項について格別のご配慮をお願いします。

- 1 世界ジオパークネットワーク加盟に向けた支援
- 2 地質遺産の保護・研究とジオツーリズムの推進などへの支援等
- 3 地球科学に関わる教育・研究の充実強化

（要望省庁：外務省、文部科学省、環境省）

## 1 1 新型インフルエンザ対策の推進について

新型インフルエンザ（A / H 1 N 1）は、世界的にまん延している状況で、国内でも強い感染力をみせており、これへの対応が喫緊の課題となっています。

さらに、今秋にも、現在発生している新型インフルエンザ（A / H 1 N 1）が変異して、より病原性の強い新型インフルエンザの発生・拡大が懸念されるなど、その体制整備は一刻の猶予も許されない緊急事態となっています。

ついては、新型インフルエンザから地域住民の生命・生活を守るため、早急にその対策に取り組むことが必要であり、次の事項について国として万全を期すよう強く要請します。

- 1 マスクや消毒薬を始めとして、地域住民が必要とするインフルエンザ対策物資及び簡易検査試薬等の診療に必要な物資の安定的な供給を図ること。
- 2 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザなど）の確保、新型インフルエンザの迅速診断試薬の開発及び供給、必要な量のワクチン製造を実施すること。
- 3 地方公共団体が行う医療資機材の整備、抗インフルエンザウイルス薬備蓄への支援の強化、その他の新型インフルエンザ対策に対する安定的かつ必要十分な財源措置を講ずること。
- 4 過度な社会経済活動等への影響や風評被害が生じたりしないよう、新型インフルエンザ（A / H 1 N 1）について、国民に対し、正しく分かりやすい知識・情報を提供すること。

- 5 今後発生が想定されるものも含め、新型インフルエンザについて、地方公共団体が危機管理事項として責任を持って対処するため、体系的な法制度を緊急に整備すること。
  - (1) 医療従事者の懸念を払拭する災害救助法に準じた補償制度
  - (2) 人々の行動や学校・事業所の活動を最小制限できる権限
  - (3) 自動車運転免許に代表される免許・許可等の更新期限延期について、法律等改正の実施 など
  
- 6 より多くの医療機関の協力を得るため、感染症病床以外の病床に対しても運営費支援を行うなど、新型インフルエンザの感染拡大に対応する医療体制の充実のための環境整備を行うこと。
  
- 7 現在発生している新型インフルエンザ（A/H1N1）が今秋以降猛威をふるうことに備え、今回の対応で国及び地方公共団体等の現場で得られた経験を生かして、地方公共団体とも協議を行いながら検討を進め、よりの確な対策の構築を急ぐこと。

（要望省庁：内閣官房、消防庁、厚生労働省）

## 1 2 道路整備費の確保と高速道路ネットワークの早期整備について

### 道路整備費の確保について

当県は、長い間、高速道路の整備を後回しにされてきたため、その整備状況は極端に遅れ、雇用や県民所得の低迷など大都市との格差が拡大しています。

さらに、企業や観光客の誘致が進まず、若者は県内に就職先がなく就職先を求めて県外に流出する状況にあります。人口の社会減による第二の過疎化も確実に起こっており、加えて県内経済・雇用の停滞により、ますます人口減少と高齢化により地域の衰退が加速しています。

産業基盤が脆弱で高速道路ネットワークが繋がっていない状況であり、将来に「希望の灯」が見えません。

については、産業立地の偏在による格差を是正し、地域の活性化及び自立を促すために、立ち遅れている当県の道路整備の早急かつ着実な推進をお願いします。特に、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 高速道路整備の遅れている当県の特殊性を勘案し、国家戦略として、山陰道をはじめ当県の高速道路を、国が自ら責任を持って早期に完成
- 2 事業効果の高い当県の高速道路ネットワークの早期整備に影響が出ないように、直轄事業に必要な道路整備費の確保と傾斜配分
- 3 山陰道の建設に係る新直轄方式の導入などによる地方負担の軽減及び維持管理費の全額国負担
- 4 当県の道路整備が重点的かつ確実に行われる道路整備費の確保と傾斜配分、並びに財政基盤の弱い地方自治体に配慮した地域活力基盤創造交付金制度の見直し
- 5 緊急輸送道路などの防災・震災対策をはじめ、今後増大する老朽化橋梁やトンネルなどの維持管理・補修に必要な道路予算を確実に確保

(要望省庁：総務省、財務省、国土交通省)

## 高速道路ネットワークの早期整備について (山陰道、姫路鳥取線、岡山米子線など)

高規格幹線道路をはじめ高速道路ネットワークは、国家の基本戦略として、国において責任を持って整備されるべきものであり、大都市との格差に喘いでいる地方こそ、最優先で早期に整備されるべきです。

また当県は、地勢的な特性を活かし、西日本と北東アジアの間における主要なゲートウェイとなるポテンシャルがあります。

特に「大交流時代」の幕開けを迎え、広域観光や産業振興等のほか、救急医療、防災面などの観点や、近畿圏や島根県、岡山県、広島県等との連携のためにも、高速道路ネットワークの早期整備が必要不可欠です。

しかしながら、当県の高速道路は、平成20年度末の供用率が約52パーセントと、全国の平均(都道府県の単純平均)約78パーセントに比べて大きく下回り、しかも途切れ途切れの状態です。

県内の高速道路ネットワークの整備が足踏みしている間にも格差は広がる一方です。

ついては、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 「山陰道」の整備促進

#### 1 事業中区間の整備促進

「鳥取西道路」、「北条道路」、「東伯・中山道路」  
「中山・名和道路」、「名和・淀江道路(延伸部)」  
「米子道路」

#### 2 事業中区間の供用年次を公表するとともに、平成20年代の県内全線供用

#### 3 新直轄方式の導入や新直轄方式に準じた国費割合で整備するなど、極力地元負担を軽減すること

## 「鳥取自動車道」の整備促進

- 1 岡山県内「大原～西粟倉間」の整備促進と供用年次の公表
- 2 一般道利用区間の自動車専用道路化の早期着手

## 「米子自動車道」の整備

- 1 「大山PAスマートIC」の早期整備
- 2 「蒜山IC～米子IC」の4車線化の早期実現

## 地域高規格道路の整備促進

- 1 国で整備中の「国道9号駟馳山バイパス」、「国道183号鍵掛峠道路」の整備促進
- 2 県で整備中の「鳥取豊岡宮津自動車道」、「北条湯原道路」及び「江府三次道路」の整備促進  
「岩美道路」、「倉吉道路」、「江府道路」
- 3 岡山県、広島県、兵庫県や京都府の区間との一体的な整備促進によるネットワークの早期完成。

(要望省庁：総務省、国土交通省、西日本日本高速道路(株))

# 1 3 環日本海貨客船航路の安定的な運航及び 利用拡大に資する支援体制の充実について

鳥取県は、地理的優位性や歴史的背景を活かしながら、北東アジア地域のゲートウェイ（玄関口）を目指し、新たな国際貨客船航路の誘致に取り組んできたところです。

その結果、本年6月、境港 - 東海（韓国江原道） - ウラジオストク（ロシア沿海地方）を結ぶ環日本海貨客船の就航を実現することができました。

日本海を通して北東アジア地域を直接に結ぶこの航路は、人（旅客）と物（貨物）を同時に運ぶ重要なインフラであり、この航路の安定的な運航は、北東アジア地域の平和と繁栄に大きく寄与し、ひいては、日本の国益にも合致するものと理解しております。

については、環日本海貨客船航路の安定的な運航及び利用拡大に資する次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 C I Q体制の充実、迅速な手続きの確保
- 2 境港の携帯品による畜産物の輸入港指定
- 3 境港国際旅客ターミナルへの据置型出入国電算システムの早期導入
- 4 販路拡大支援のため、ロシア極東地域における貿易支援体制の充実（JETRO事務所の設置）
- 5 国際間の車両相互乗り入れ等による物流環境の整備促進
- 6 日本海側と対岸諸国との物流拡大に資する国内輸送費の低減に対する支援策の検討
- 7 海外からの旅行者獲得に向け、環日本海クルーズ観光に対するビジット・ジャパン・キャンペーンでの重点的な取組の実施

（要望省庁：法務省、財務省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、外務省、国土交通省）

## 1 4 過疎地域自立促進特別措置法の失効後における新たな過疎対策について

過疎対策は、農山漁村を中心とする地方から都市への人口流出により、生活水準及び生産機能の維持が困難となる地域が発生したことから、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法として議員立法され、一定の成果を上げて今日に至っています。

過疎地域は、食料の供給や水源のかん養、国土・自然環境の保全、安らぎや癒しの場などを提供する地域としてのみならず、日本の伝統文化が息づくと共に、地球温暖化を防ぐ緑資源を有する地域でもあり、そこに暮らす人々の暮らしがこれを支えてきました。

今後、都市部と過疎地域が相互に補完・共生する関係の中で、美しく風格のある国土が将来に引き継がれるよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 1 新たな立法措置も含めた総合的な過疎対策の実施

地域の実態に応じた自由度の高い制度により、県及び市町村が過疎対策を行うことができるよう、新たな立法措置も含めた総合的過疎対策が講じられること。

なお、従来のハード事業に加えて、過疎地域の日々の生活を支えるための情報通信格差の是正をはじめ、生活交通、医療、生活の安全・安心などを確保するソフト的な対策が講じられること。

### 2 実態に即した対象地域の設定

これまで過疎指定地域の範囲に含まれなかった、実際に過疎問題を抱えている地域においても、総合的な過疎対策を講じることができるよう、実態に即した対象地域の設定が行われること。

### 3 地域の財政力に応じた支援制度

人口減少と高齢化により、ますます財源の確保が困難となる過疎市町村に、将来負担の発生しにくい財政支援制度が講じられること。

#### 4 企業誘致に対する支援制度

財政基盤も弱く、産業基盤がせい弱で条件不利な過疎市町村では企業誘致を行うための施策にも限界がある。過疎地域やこれに準じる地域に立地する企業に対する税制面での優遇措置など思い切った国策が行われること。

( 要望省庁：総務省、財務省、内閣府 )

## 1 5 地上デジタル放送への移行に伴うアナログ時の放送エリア100パーセントカバー等のための対策について

国は、アナログ時の放送エリア100パーセントカバーという方針を打ち出していましたが、平成20年6月に総務省が公表した地上デジタル放送「市町村別ロードマップ」によれば、NHKにおいてさえ、現在のアナログ放送受信世帯のうち、全国の約22万世帯で地上デジタル放送が受信できないことが判明しました。

すでにテレビ放送は民放も含め実質上のユニバーサルサービスとなっており、特に中山間地域では情報通信環境の整備の遅れもあり、テレビは重要な情報源となっていることから早急な対策が必要です。

また、新たな難視聴地域の発生は、地域生活に不可欠な情報を入手する重要な手段を奪うこととなり、有権者が国政選挙や都道府県知事選挙における政見放送の視聴ができず、普通選挙権の実質的保障の観点からも憂慮されます。

そもそも、地上デジタル放送への移行は国策として実施しているものであり、アナログ時の放送エリア100パーセントカバーのための対策は国の責任と負担で実施すべきものです。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 1 アナログ時の放送エリア100パーセントカバーのための中継局整備

地上デジタル放送が受信できないおそれのある地域の現地調査等を早急に行い、アナログ時の放送エリア100パーセントカバーに必要な中継局整備が完全に行われるよう放送事業者を強力に指導すること。

この場合、衛星による暫定的な措置では地域の情報が得られないことから、防災や治安、気象等の生活情報や居住地域の選挙報道が視聴できないなどの問題があり、全ての世帯が現在のアナログ放送の受信方法（戸別、共聴、CATV等）と同様な方法で受信できることを最低限の条件とすること。

## 2 新たな難視聴エリアへの対策

中継局整備を行ったとしても難視聴エリアが発生し、新たに共聴施設等を設置する必要がある場合は、国策の実施に伴う国による補償として、全額国の負担で実施すること。

## 3 C A T V 整備に対する助成制度の拡充

C A T V はアナログ時の放送エリア 1 0 0 パーセントカバーのための有効な手段であることから、地上デジタル放送への移行を機に C A T V 整備を行う市町村に対し、「地域情報通信基盤整備推進交付金」の補助率の引き上げを図ること。

## 4 住民負担の軽減

生活保護受給者や低所得者などの経済的弱者が地上デジタルチューナー等を設置する場合は、住民負担が発生することのないよう国の責任と負担で対応し、地方自治体に財政的・人的負担を求めないこと。

## 5 アナログ放送が受信できない地域におけるデジタル中継局整備に対する支援の継続

国が平成 2 0 年度「安心実現のための緊急総合対策」による補正予算で措置したデジタルテレビ中継局整備支援事業は、県内で放送されている民放の一部が受信できない地域の情報格差の是正に有効な制度であることから、引き続き実施すること。

( 要望省庁：総務省 )

## 1 6 中山間地域の農業の維持発展に向けた取組について

中山間地域等直接支払制度は、条件不利地域における農業生産活動の維持、多面的機能の維持・増進など、当県の中山間地域における農業政策・地域政策として既に定着し、多大な役割を果たしているところであります。

こうした中、当制度は平成21年度で2期10年の節目を迎えますが、5年間の制度設計であることから、平成22年度以降の制度継続が未定という、非常に不安定な状態にあります。

集落や地域活動の維持・活性化など日常生活に深く関わり、中山間地域の農村定住対策としての側面も強い当制度について、集落到住む方々の将来に向けた安心感を高めるためには、制度の継続を保証することが必要であります。

また、水田経営所得安定対策について、当県では市町村や農業団体等と連携しながら推進してきたところですが、水稲作付面積に対する本対策のカバー率は、12パーセントと充分とは言えない状況です。

この要因は、当県では稲作経営中心の認定農業者が少ないことに加えて、中山間地域など担い手の少ない地域において、本対策の対象となる集落営農の組織化・法人化が進まない点にあります。

県内の多くの集落営農組織は、地域の水田農業を維持することを目的としており、必ずしも企業的な農業経営を行う法人化が望ましい訳ではありません。これらの集落営農は、農作業の受託や農業機械の共同利用など、多様な形態により地域の水田農業を維持するシステムとして有効に機能しています。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 1 中山間地域等直接支払制度の恒久化について

平成22年度以降も当制度を継続するとともに、併せて制度の恒久化を図ること。

### 2 多様な集落営農への支援について

地域振興政策の観点から、中山間地域等直接支払制度の補完施策として、多様な集落営農の組織化や新たな機械施設の導入など営農活動を支援する対策を創設すること。

(要望省庁：農林水産省)

## 1 7 斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全 対策の推進について

米子市及び境港市では、中海の治水上の安全及び水質等環境面の保全に対する不安が払拭されていない状況です。

このため、大橋川改修事業の前提として、国が事業主体となった中海の護岸整備の促進と国による水質や流動に対するモニタリングの実施を国に求めているところであります。

また、中海に関しては、平成元年度から湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づく水質保全計画を策定し、関係機関とも連携して各種の水質浄化対策を推進しているところですが、依然として環境基準が達成できていない状況にあります。

平成18年に、汚濁負荷の一層の削減、湖辺環境の適正な保護などを目的とした改正湖沼法が施行されました。早期に水質改善を図っていくためには、浄化施策のより一層の充実が必要であり、そのためには、施策、技術の両面における国による強力な支援が是非とも必要です。

ついては、次の事項について、格別の御配慮をお願いします。

### 1 中海の護岸整備について

#### (1) 護岸整備計画の明確化

米子市、境港市及び当県が理解できる護岸整備計画を明確にして、河川整備計画に盛り込み、国の責任において護岸整備を確実に実行すること

#### (2) 内水対策の実施

護岸計画に関連した内水対策についても、国が積極的に対応すること

#### (3) 護岸整備の事業費の確保

短期整備箇所（渡漁港、崎津漁港、米子空港南側）の護岸整備に必要な事業費を確保すること

## 2 中海の水質保全対策の推進について

### (1) 水質保全対策の推進

湖沼法指定湖沼におけるヨシ原、浅場及び藻場の造成等による湖岸域の環境改善、くぼ地の埋め戻し等による湖底の貧酸素状態の改善など、具体的な水質保全対策の積極的な推進

### (2) 水質改善を図るための調査研究の推進

非特定汚染源負荷対策に関する調査研究や、赤潮などの発生メカニズムの解明、下水道事業等における高度処理技術の開発など、湖沼の水質改善を図るための調査研究の推進

### (3) 財政支援の拡充

湖沼水質保全計画に基づいて実施する事業についての財政支援の拡充

(要望省庁：国土交通省、環境省)

## 1 8 方面地区ウラン残土により製造したレンガ製品の県外搬出について

鳥取県湯梨浜町方面地区のウラン残土については、平成18年5月31日に締結した、文部科学大臣、日本原子力研究開発機構理事長、鳥取県知事及び三朝町長の四者による協定書において、日本原子力研究開発機構が三朝町木地山地内に設置する残土処理施設(レンガ製造工場)で残土をレンガに加工し、平成23年6月30日までに鳥取県外に搬出することとなっています。

昨年完成した残土処理施設において製造されたレンガについては、第三者機関の原子力安全技術センターが物性確認試験を行い、その安全性に問題はないとされているにもかかわらず、未だに活用する場所が決まらない状況にあります。

このたび、このレンガを文部科学省の庁舎において、花壇に利用されたことは県外搬出の第一歩として歓迎しますが、このままでは全量搬出には程遠い状況であります。

については、四者協定に基づいて期日までにレンガ製品の県外搬出が円滑に行われるよう日本原子力研究開発機構を指導するなど、国の責任において対応されるよう格別の御配慮をお願いします。

(要望省庁：文部科学省)

## 19 地域雇用創造推進事業の柔軟な運用について

厳しい雇用情勢が続く鳥取県では、昨年秋以降の世界同時不況の影響も強く受け、平成21年5月の有効求人倍率が0.46倍にまで低下するなど、極めて深刻な事態に陥っています。

このような中、県下の市町村、商工団体等と連携して「鳥取県地域雇用創造協議会」を設立し「鳥取県地域雇用創造計画」等を策定し、事業構想が平成20年11月27日に国に採択されました。

これにより、同年12月から地域雇用創造推進事業「とっとり高度人材『燦然』プラン」を国から受託し、平成22年度までの2年4か月で約2,000人の求職者を対象にした技術系人材の育成や就職希望の多い事務系人材を育成し、約1,000人を就職に結びつけることを主な内容にした事業を実施しています。

2年度目となる平成21年度においても、所期の目的を達成するよう尽力していますが、受託事業であることにより運用面の制約があり、人材育成研修がスピーディーに開始できないなどの問題があります。

ついては、地域雇用創造推進事業の効果が一層高まるよう、運用面について、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 鳥取市は独自に地域雇用創造計画を策定しているため、市内の求職者等は県事業の人材育成研修等の募集対象にできないが、県協議会が実施する人材育成研修等について、鳥取市在住の求職者等も募集可能にするよう柔軟な運用。
- 2 前年度執行残を翌年度に繰越執行できるよう柔軟な運用。

(要望省庁：厚生労働省)

## 20 職業訓練に係る国と地方の役割分担等 について

昨年末に「雇用・能力開発機構の廃止について」が閣議決定され、ポリテクセンター等を（独）高齢・障害者雇用支援機構に移管し、国の責任において引き続き職業能力開発業務を行うこととされるとともに、受け入れやすい条件を整備した上で、希望する都道府県等にはポリテクセンターを移管することとされたところです。

本来、地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となっていわれるべきであり、地方での一元的な職業訓練が必要です。

ついては、職業訓練に係る国と地方の役割分担等に関し、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 都道府県が一元的に実施できるよう職業訓練に係る国と地方の役割分担の見直しを行うこと。
- 2 以下の条件によりポリテクセンターを地方に移管すること。
  - ・ 必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。
  - ・ 職業訓練の内容を国が制限することなく、県の産業振興施策や企業ニーズに応じて県が独自に設定できること。
  - ・ 施設設備は無償譲渡すること。
  - ・ 現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること。

（要望省庁：厚生労働省、総務省）

## 2 1 中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策の 継続・強化について

我が国の景気は、昨年秋の世界的な金融危機以降急速に悪化し、最近の基調においても、引続き厳しい状況の推移が予測されるところであります。

このような状況のもと、中小・零細企業者の資金繰り円滑化に向け、国において昨年秋以降に措置された各種施策は、事業者、金融機関その他関係者から好感を受け、特に緊急保証制度（原材料価格高騰対応等緊急保証制度）は、当初の予想を上回る実績を挙げるなど、効果を上げているところではありますが、今後も世界景気や国内景気の下振れ懸念など中小・零細企業者の資金繰りへの影響が危惧されることから、22年度以降も各種施策の継続が是非とも必要であると考えます。

また、取引先事業者の倒産による中小企業の連鎖倒産等を防止するために設けられた中小企業倒産防止共済制度は、未曾有の経済不況にあって加入需要は急速に高まっているところです。しかしながら、平均的な掛金月額である2万8千円の場合では、長期の納付期間を要するなど、資金需要期において適時に所要額への対応が困難なものと懸念されます。

については、中小・零細企業者の一層円滑な資金調達を可能ならしめるため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 1 「緊急保証制度」の期間の延長

昨年秋に平成22年3月31日を期限に創設された緊急保証制度（原材料価格高騰対応等緊急保証制度）の期間を延長すること。

### 2 「緊急保証制度」に係る財務基盤強化

緊急保証制度について、各信用保証協会が積極的に保証承諾を行えるよう各信用保証協会の財務基盤強化など、財源面での環境整備を行うこと。

### 3 中小企業倒産防止共済制度の拡充

連鎖倒産防止のためのセーフティネットとしてより機能するよう、掛金総額に対する貸付倍率を拡充すること。（例：10倍 30倍）

（要望省庁：経済産業省）

## 2 2 北朝鮮による核実験等について

この度行われた北朝鮮による核実験及び弾道ミサイルの発射は、国連安保理決議に違反し、核軍縮に向かう全世界の潮流に逆行して国際社会に真正面から敵対する暴挙です。

この行為は、世界唯一の被爆国であるわが国にとって決して容認することはできず、また、日本海を挟んで北朝鮮と相対する位置関係にあり、漁業など日本海を活動の場とする鳥取県にとっても、県民の安全・安心を脅かし、県民生活に大きな影響を与え、ひいては県民の生命に関わる重大な事態を招きかねない行為であり、極めて遺憾であります。

また、拉致問題については、昨年6月の日朝実務者協議で合意された再調査が未だ着手されず、解決の道筋が不透明な中、北朝鮮のこのような強硬な姿勢には強い懸念を感じます。

政府においては、北朝鮮にミサイル発射等を止めて国際ルールを遵守させるよう、関係国と連携して国連安保理決議の履行を徹底し、制裁措置を継続強化するなど、毅然とした対応をとり、国際社会の一員としての責任を果たすとともに、拉致被害者全員の一刻も早い帰国の実現に向け、政府一体となった取組を行うよう、強く要請します。

( 要望省庁：内閣官房、外務省、消防庁、防衛省 )

## 2 3 北朝鮮当局による拉致問題の早期解決 について

北朝鮮当局による日本人の拉致問題については、本県出身の松本京子さんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向けて、政府一体となって国際社会とも協調しながら取り組んでいただいているところであり、昨年11月には松本京子さんに関する「真実の暴露」とも思われる新たな情報も報道されたところです。

しかしながら、日朝実務者協議において合意された拉致被害者の再調査は未だに着手されず、また、6カ国協議も難航するなど、拉致問題の解決に向けた進展が見られない状況です。

加えて、北朝鮮は本年4月に国際連合安全保障理事会決議並びに国際社会の強い要請に反してミサイルを打ち上げただけでなく、5月25日には核実験及びミサイル発射という無謀な行為を繰り返し、拉致問題についても予断を許さない情勢となっています。

については、特に次の点に留意の上、日本政府として北朝鮮に対して毅然とした態度でこの問題の解決実現に一層取り組んでいただくようお願いします。

- 1 本人しか知り得ないかつての同僚に関する新情報が、松本京子さんの帰国につながるよう一層の取り組みを行うこと。
- 2 松本京子さんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、合意された再調査が直ちに実行されるよう、自国民を自ら救出するとの首相の強いリーダーシップの下、政府内で新しい交渉ルートの開拓も検討し、毅然とした主体的な取組を政府一体となって全力で行うこと。
- 3 北朝鮮が誠実な行動を取らない場合には、追加の制裁も含めて適時適切な対応を行うこと。また、再調査着手に対する日本独自の経済制裁の解除は、再調査等の北朝鮮の行動の推移を見ながら慎重に判断すること。

- 4 北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、米国及び大韓民国など6カ国協議参加国をはじめとする国際社会と緊密に連携・協調すること。

( 要望省庁：内閣官房、国家公安委員会、警察庁、外務省 )

## 2 4 警察の人的基盤の整備について

当県における刑法犯認知件数は、平成16年以降連続して減少し、治安は回復傾向にあります。しかし、殺人事件等の凶悪事件が発生するなど県民の体感治安はいまだ改善されておられません。また、警察官が大量に定年退職する時期を迎え、現場における警察官の執行力の低下が懸念されるため、警察力を確保し、治安を維持、向上させるための一層の取組みが必要となっております。

こうした中で、中国横断自動車道姫路・鳥取線の県内部分が平成22年3月までに開通し、さらに平成20年代前半に全線の開通が見込まれるなど、全国の高速道路網との接続が間近に迫り、高速道路交通警察隊分駐隊を設置して高速道路における交通の安全と円滑を確保するとともに、高速道路を利用した犯罪に的確に対応していくための体制の整備が急務となっております。

また、鳥取県東部を全国の道路網と接続する中国横断自動車道姫路・鳥取線の開通に伴う治安の維持は、鳥取県民の安全確保のみならず、高速道路を通じた県土の発展、産業の振興に不可欠な重要な課題であります。

ついては、警察の人的基盤の整備のため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

中国横断自動車道姫路・鳥取線の開通に伴う交通規制、交通指導取締り、交通事故・事件捜査等の交通対策の実施とともに、開通後に増加が予想されるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪（高速道路を利用し、連続的に犯行を行った後、すぐに高速道路で逃走する広域的な犯罪形態）に的確に対応し、県民の安全で平穏な生活を維持するための警察官の増員。

（要望省庁：警察庁、総務省）

## 2 5 日本海側の防衛体制及び災害時救援能力の向上（ヘリコプターの配備、生物テロ等の対処能力の向上）について

世界各地で国際テロの脅威が高まり、北朝鮮が日本周辺において弾道ミサイルの発射実験や核開発実験を行うなど、昨今の日本海を取り巻く緊迫した国際情勢の中で、日本海側の防衛体制の充実が喫緊の課題であります。

当県は約130キロメートルの海岸線で日本海に面し常に脅威にさらされており、県民の安全確保のためには大型ヘリコプターによる自衛隊部隊の迅速な移動が不可欠であるとともに、特に対処が困難な生物テロ等にも備える必要があると考えているところです。

また、大規模震災時には道路の寸断等により迅速な救援活動への支障が懸念され、平成20年岩手・宮城内陸地震における孤立集落からの住民救出等の状況にかんがみても、急しゅんな地形と冬季の積雪等の厳しい自然環境にある当県にとっては、自衛隊のヘリコプター - の活動は極めて有用なものであると考えています。

当県でも防災ヘリコプターの導入等の独自の防災対策を進めていますが、冬季を中心に年間約100日間は険しい山岳に阻まれ太平洋側の他機関からのヘリコプターによる応援が困難な状況にあり、多くの孤立地域が発生する大規模震災時の被災者の救援や緊急物資の輸送にとって、自衛隊の大型ヘリコプターは命綱と言える存在になります。

については、日本海側の防衛体制の充実及び災害時の救援能力の向上による県民の安全確保のために、本県への大型輸送ヘリコプターの配備及び生物テロ等に対する装備の充実について格別の御配慮をお願いします。

（要望省庁：防衛省）

## 2 6 国民保護訓練の共同実施について

当県では、既に全市町村が国民保護計画の作成を終え、国民保護態勢が着実に整備されていますが、今後は、国民保護措置に係る実効性確保の観点から、計画的な訓練や平時における物資及び資機材等の備蓄、情報通信態勢の構築を行う予定です。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 国及び地方公共団体が共同で行う国民保護態勢整備の推進
  - ( 1 ) 平成 2 2 年度における国との国民保護共同訓練（図上、実動）の実施。
  - ( 2 ) 国と地方公共団体の間における情報通信態勢の構築。  
（縦方向の情報の集約・伝達の充実、横方向の情報共有の推進、各種通信インフラの充実）
- 2 地方公共団体が行う国民保護態勢整備に対する国の支援
  - ( 1 ) 県及び市町村が単独で実施する訓練に対する技術的・財政的支援。
  - ( 2 ) 国民保護措置に従事する地方公共団体職員のNBCRテロ防護資機材の整備に対する財政的支援。
  - ( 3 ) 平時における物資及び資機材の備蓄に対する財政的支援。
  - ( 4 ) 緊急対処事態発生時などにおける情報の集約及び連絡調整を行うための情報システムの整備及びオペレーションセンターの設置に対する財政的支援。

（要望省庁：内閣官房、消防庁、厚生労働省）

## 2 7 日本海西部海域における地形・活断層調査について

阪神・淡路大震災（平成 7 年兵庫県南部地震）の発生以降、鳥取県西部地震（平成 1 2 年）、芸予地震（平成 1 3 年）、新潟県中越地震（平成 1 6 年）、福岡県西方沖地震（平成 1 7 年）と大規模な地震が頻発しています。加えて、一昨年は能登半島地震、新潟県中越沖地震と日本海の海底を震源とする大規模な地震が連続して発生しました。

地震調査研究推進本部におかれては、地震に関する基盤的調査観測計画に基づき地震に関する基盤的観測等を実施され、主要な活断層や海溝型地震の発生の可能性の評価を進められています。

今後、日本海西部海域を震源とする地震が発生した場合には、甚大な地震被害や津波被害に見舞われる可能性があります。これらの海域の地形・活断層については調査及び評価がなされていません。

については、日本海西部海域の地形・活断層を、本年 4 月に策定された「新たな地震調査研究の推進について」に基づく沿岸海域の活断層調査の対象として位置付け、早急に実施することについて格別の御配慮をお願いします。

（要望省庁：内閣府、文部科学省）

## 2 8 災害復旧事業等に要する地方公共団体の 財政負担の軽減について

最近の10年間で、1時間に100ミリメートル以上の雨が観測された事象はそれまでの2.3倍に増加しており、近年では地球温暖化の進行に伴って、短期・集中的な降雨による災害が明らかに増加しており、災害復旧に要する経費が財政基盤の弱い市町村の財政を圧迫しています。

当県においても、一昨年8月に若桜町及び八頭町において、同年9月には琴浦町において局所的な集中豪雨により甚大な被害が発生しましたが、激甚災害の指定基準に該当しなかったため、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助などの措置が適用されず、災害を受けた市町村において財政上の大きな負担になっています。

ついては、今後も異常気象に伴う災害の頻発が危くされることから、激甚災害の指定基準の要件緩和など、災害復旧事業等に要する地方公共団体の財政負担を軽減する措置について格別の御配慮をお願いします。

(要望省庁：内閣府、総務省、財務省、国土交通省、  
農林水産省、文部科学省)

## 29 消防力の整備に係る財政措置の拡充 について

総務省消防庁におかれては、平成12年1月に「消防力の整備指針」を告示し、市町村消防力の充実強化を勧告されているところで

す。

当県内の市町村においては、全国に先駆けて常備消防の広域化による効率化を進めるとともに基準財政需要額を上回る消防費を支出していますが、財源不足から消防職団員数は消防力の整備指針に示された基準を大きく下回り、大規模災害時の対応等に不安を抱える状況となっています。

ついては、市町村が消防力の整備指針の基準どおりに十分な消防力を整備できるよう、市町村消防に係る財政措置の充実について格別の御配慮をお願いします。

(要望省庁：総務省)

### 3 0 日本周辺海域における警備体制の強化と 漁業の安全操業について

日本周辺海域には、日本漁船に偽装し、又は夜陰に乗じて不審な行動をとる国籍不明の船舶が出没していますが、そのほとんどが日本海側に集中しているため、県民の安全にとって大きな脅威となっています。

また、近年では、山陰沿岸を舞台とする覚せい剤密輸事件が摘発され、漁業者を始めとする県民は大きな不安を覚えています。

漁業者の安全を確保し県民が安心して暮らすためには日本周辺海域における治安維持活動の充実が必要不可欠です。

そのような中、国の重要港湾として環日本海の西の拠点港である境港（第八管区海上保安本部境海上保安部）に2,000トン型高速巡視船「きそ」を平成19年度末に配備していただいたところですが、引き続き日本周辺海域における巡視船、航空機の増強等、警備体制の強化について格別の御配慮をお願いします。

（要望省庁：海上保安庁）

### 3 1 島根原子力発電所に係る防災対策の範囲の見直しについて

平成19年に発生した新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原子力発電所を設計時に想定した揺れを上回る揺れが襲いました。IAEAの調査団の調査においても、安全上重要な機器に顕著な損傷は発見されなかった等の評価がなされたものの、発災時の情報提供等の対応の遅れから、原子力施設の防災対策に対する国民の不安感を助長した感があります。

境港市及び米子市は島根原子力発電所が所在する松江市に隣接し、中海を囲む同一の生活圈域にあることから、住民の島根原子力発電所の防災対策への関心は高いものとなっています。

しかしながら、両市とも島根原子力発電所の防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）に含まれず、水域に隔てられていることから隣接市としても取り扱わないこととされ、国の防災対策の枠組みから外されています。

我が国での原子炉施設におけるEPZの範囲については、原子力安全委員会の策定した「原子力施設等の防災対策について」において、8～10キロメートルとして定められていますが、IAEA文書において示された緊急防護措置計画範囲（UPZ）においては、8～30キロメートルの範囲で定めることとされています。

ついでには、昨今の国民の原子力施設の防災対策への意識の変化等及びUPZを踏まえて、EPZの範囲及び関係隣接道府県の取扱いを見直し、島根原子力発電所のEPZの拡大及び当県を島根原子力発電所に係る関係隣接県として取り扱うことについて格別の御配慮をお願いします。

（要望省庁：内閣府、文部科学省、経済産業省）

## 3 2 人権施策の推進について

当県においては、人権が尊重される社会の実現を目指して、平成 8 年に全国に先駆け「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、「鳥取県人権施策基本方針」によって人権意識の高揚と各種施策の推進に積極的に取り組んでいます。

特に平成 21 年 4 月からは、全国で初めて人権相談を県の取り組みとして条例で定め、各種専門家の支援と関係機関の連携によってあらゆる人権相談の解決に総合的に取り組む「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」によって、人権尊重の社会づくりを一層進めています。

しかしながら、同和問題・女性・子ども・高齢者・障害者等の不当な差別やその他インターネットを悪用した人権侵害の事案などが多く発生しており、上記の相談ネットワークを構築して問題の解決を促進するなど人権の擁護を図るための対策に取り組んでいるものの、捜査権や独立した救済機関の設置権限がないなど自治体の権能には限界のあるところです。

ついては、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度の早急な確立

（要望省庁：法務省）

### 3 3 地方における情報通信格差の是正 について

住民の暮らしにおいて、情報通信基盤、携帯電話及び放送の受信は、現代社会における生活インフラとして日常生活に不可欠なものとなっています。

本来、これらのサービスは民間事業者によって担われるべきものですが、当県のような人口が希薄な地域においては採算性の問題により民間事業者の参入が進まず、住民の利便性確保のため、県及び市町村がこれらを補完する役割を果たしている状況です。

日常生活に不可欠な情報インフラの整備は、居住する地域にかかわらず一定の水準が確保されるべきであり、国においても積極的にこれらの整備・充実に責任を果たしていく必要があります。

ついては、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

#### 1 情報通信基盤の整備

情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体が行う光ファイバ、ケーブルテレビ施設などの情報通信基盤整備への取組に対する財源を確保するとともに、地域情報通信基盤整備推進交付金の補助率の引き上げなど、国が提唱している「次世代ブロードバンド戦略2010」(2010年度までにブロードバンドゼロ地域を解消)の目標達成のための抜本的な施策の実施。

#### 2 携帯電話不感地区の解消

不感地区解消に必要な財源を確保するとともに、ユニバーサルサービス制度の創設など抜本的な不感地区対策の検討。

(要望省庁：総務省)

## 3 4 総合的な鉄道の整備推進について

当県では、経済の低迷、急速な高齢化、過疎化等の諸課題に対応して地域の発展を図っていくため、ビジネス・観光等における地域間交流を活発にしていきたいと考えています。

特に、日本海沿岸地域を始めとする各地域が連携するための基盤を整備し、県土の一体化、近隣生活圏との連携強化を図るため、多くの県民が利用し全国的なネットワークにも接続する鉄道網の整備が不可欠です。また、高齢者、障害者等にとっての移動の利便性・安全性の向上を図るため、主要駅等の交通施設のバリアフリー化を着実に進める必要があります。

本県の第三セクター鉄道である若桜鉄道は、通学・通院等のための重要な生活交通機関としての役割を担っていますが、過疎化の影響等によりその経営は年々厳しさを増しています。地元自治体では地域生活交通の中核として、上下分離による公有民営方式による鉄道存続に取り組んでおり、財政支援が必要となっています。

ついては、地元ニーズに応じた鉄道の維持・改善を図るため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 鉄道の安全対策を推進すること。
- 2 米子駅、鳥取駅のバリアフリー化を円滑に進めるための財政支援を拡充すること。
- 3 在来線の電化・複線化、フリーゲージトレインの導入・助成等により高速幹線鉄道網の整備を推進すること。
- 4 地方鉄道の維持存続のため、自治体と鉄道事業者の連携した取組に対する支援制度を拡充すること。特に、鉄道事業の上下分離等により地方自治体が負担する鉄道施設に係る維持管理経費への地方財政措置を創設すること。

( 要望省庁：国土交通省、総務省、財務省 )

### 3 5 地方バス路線等生活交通確保のための自治体負担に対する財源確保について

当県においては、地域の自立を目指し、中山間地域の住民及び交通弱者の輸送手段を確保していくために、路線バスに限らず、各地域の実情に即し最も効率的でかつ持続可能な方策を、県、市町村及び関係機関と共同で検討する取組を進めています。

地域の公共交通を確保していくために、当面は国のバス路線維持支援制度の維持・拡充に加えて、各自治体が自主的に取り組む公共交通確保に要する経費に対する財政措置が不可欠です。

については、地域の生活交通を確保するために、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 地方バス補助金については、過疎、中山間などの地域に対する補助要件の緩和や支援の充実を行うこと。
- 2 地方バス補助金（車両購入費補助）において、近年事業者の要望に答えられない状況が生じているところであり、十分な予算を確保すること。
- 3 地方バス路線の運行維持については、生活交通確保のために県及び市町村が行う方策に要する経費に対する特別交付税措置を維持するとともに、その対象を拡大すること。

[対象とされていない経費の例]

運行ルート、時間、乗降場所などを利用者の需要に応じて運行するデマンド交通の運行管理に必要なシステムの整備に要する経費

旅客の乗継のために設置する設備の整備に要する経費

（要望省庁：総務省、財務省、国土交通省）

### 3 6 鳥取・米子空港の利便性向上のための 国内地方航空路線の充実について

当県では、首都圏等への交通手段を大きく航空便に依存するなど、航空便は極めて重要な交通手段であり、利用者の利便性を高めることが産業・観光振興等の活性化にとって喫緊の課題です。

鳥取空港及び米子空港発着の東京便については、便数に限りがあり、移動時間帯の制約、観光客誘致のための座席不足など不便を来たしているため、県民は改善を強く要望しています。

平成22年10月供用予定の羽田空港の再拡張による発着枠の拡大を機に東京便の増便への期待が高まっていますが、国際便優先により、国内地方路線に対する発着枠が抑制されることを懸念しています。

また、現在の羽田空港便の一部は、出発枠の配分残枠及び規制対象外の早朝の到着枠等を活用していわゆる権益外便として運航されています。

この権益外便は、航空会社の創意工夫により限られた発着枠を補完して地方航空路線維持に寄与してきたものであり、こうした路線の運航が引き続き確保されるよう新滑走路供用に伴う配分枠の見直しに当たって優先的な対応が強く求められます。

航空運賃についても、航空法改正で航空会社が自由に運賃を設定できるようになった結果、新幹線等と競合する近隣の岡山空港など山陽地方の空港に比べ実勢運賃が高く設定されており、平成20年度には一部改善が図られたものの、産業・観光振興等を図る上では依然として大変不利な状況にあります。

陸路による高速交通網整備の不均衡が現存する中、航空路線の格差是正により地方の経済社会基盤を強化し、国内の均衡ある発展を図る必要があります。当県の実情を御理解いただき、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 鳥取・米子 - 東京便の増便を実現するため、平成22年の羽田空港の再拡張に伴う新規発着枠については、国内地方路線に優先的に配分するとともに、国内地方路線への供用開始時からの十分な規模の枠確保、供用後の配分の早期完了を実現すること。

また、発着枠の配分に当たり、現行の権益外便のうち少なくとも地方路線に使用している発着枠については、増枠分の中から現行運航会社にあらかじめ優先配分する等により、既存の運航を最大限尊重し地方路線の維持を図ること。

- 2 航空運賃の地域間格差が生じている状況に対して是正措置を講ずること。

(要望省庁：国土交通省)

### 3 7 中山間地域における投票機会の確保 について

本県の中山間地域の現状を見ると、若年者の流出による人口減少や少子・高齢化の一層の進行により地域のコミュニティー機能の低下、医師不足、生活交通問題が同時多発的に進行し、生活用水・生活物資・交通手段の確保もままならない地域が拡大しています。

とりわけ、近年の市町村合併の進展を契機とする投票区の設置基準の見直し、あるいは人口減少による過疎化によりやむなく投票所の統廃合を行う例が県内各地で散見され、その結果後退することとなった投票環境を改善・補完する方策がないかという声も聞いているところです。

憲法に規定された参政権は、いかなる地域に居住していようと保障されるべき基本的人権であるにも関わらず、公職選挙法に規定された現在の投票制度が実質的に投票の機会を奪っている実情を看過することはできません。

このような現状を解消するため、次のような措置により、中山間地域住民の投票機会を確保するよう、制度改正を要望するものです。

- 1 交通の不便な中山間地域などに限り、同一投票区域内で投票できる施設を複数追加して設け、一定の時間においては当該施設でも投票できる制度とするため、公職選挙法において、投票区における投票所の設置及び開閉時刻について、その例外規定を設けること。
- 2 投票事務従事者が当該投票区内において交通の不便な中山間地域を巡回し投票用紙を回収できる制度とするため、公職選挙法において規定されている投票の手続について、その例外規定を設けること。
- 3 選挙の管理執行機関が、交通手段を持たない有権者を投票所まで移送する便宜供与を可能とする制度を設けること。
- 4 郵便による不在者投票を、交通の不便な地域の有権者も利用できるようにすること。
- 5 1 から 4 の措置が国政選挙・地方選挙を通じて実現できるよう、必要な財源措置を行うこと。

( 要望省庁：総務省、財務省 )

### 3 8 不採算地区病院の運営費に係る 財政措置について

岩美町国民健康保険岩美病院（以下「岩美病院」という。）は、本県東部地区の地域医療の中核を担う病院であるとともに、兵庫県但馬地区からの入院患者や外来患者も多く受け入れる等、長年にわたって不採算地区の医療の確保に努めており、当該地区の住民が安心して暮していくためには岩美病院の経営安定は不可欠であります。

しかしながら、平成20年12月26日、総務省から公表された「公立病院に関する財政措置の改正要綱」では、本年度より岩美病院は不採算地区病院の対象から除外され、特別交付税の交付が受けられなくなります。

現在、岩美病院では改革プランに基づき、経営改革を通じ、住民に必要な医療提供体制の確保に努めているところですが、急激な特別交付税の減少は、収益にならない部門からの撤退や医療等スタッフの確保が困難となるなど地域医療の崩壊を招くことが懸念されるところです。

については、特別交付税の急激な減少とならないよう、経過的な財政措置の設定について格別の御配慮をお願いします。

（要望省庁：総務省、厚生労働省）

## 3 9 道州制の検討について

道州制の検討に関しては、政府の道州制ビジョン懇談会等において、道州制の導入を前提とした議論を進められているところですが、道州制に対する国民的な関心は依然として高まっておらず、「道州制の導入に関する判断は、国民的な議論の動向を踏まえて行われるべき」とする第28次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」にあるような状況には至っておりません。

したがって、道州制については、道州の区割案の作成等の広域自治体の再編に重心をおいた議論ではなく、先ずは、現行の地方分権改革を徹底して推進し、その上で、中央政府を解体再編しこの国を連邦制に作り変えるくらいの大きな変革を伴う本質的な議論を、じっくりと時間をかけて行うべきであります。

については、政府において道州制を検討するに当たっては、国民的な議論を踏まえ、真の地方分権型社会を実現するといった改革となるよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 道州制の検討に当たっては、中央政府の解体再編を前提とすること。
- 2 道州制の影響などについて、国民に対して十分な説明を行い、道州制に対する国民的議論が行われるようにすること。  
また、国と地方が一体となった検討機関を設置するなど地方の意見を十分に踏まえた取組とすること。
- 3 地域間競争が前提となる道州制など地方分権型社会において、自己判断・自己責任に基づく満足度が高く自立した地域経営を実現できるよう、国策として、立ち遅れた地方の高速道路ネットワーク等の社会資本整備を推進するなど、地域間格差の是正を図ること。

(要望省庁：総務省、内閣府)

## 4 0 地方国立大学の持続的発展及び国立大学 法人運営費交付金の措置について

地方国立大学は、地域における知の創造拠点として、教育、文化、産業振興などを通じて、地域の自立と発展に大きく寄与しているところです。

鳥取大学においては、「知と実践の融合」を教育研究の理念として医療従事者、教師など地元で活躍し貢献する専門職業人を養成する中核的機能を果たすとともに、乾燥地の砂漠化防止等の研究、鳥インフルエンザの国内危機管理体制の確立等に大きく寄与するなど、世界をリードする高度な学術研究が行われています。また、県、市町村、地元企業等との連携を通じて地域に対する貢献度を高めるよう全学的に取り組んでおり、大きな実績を上げているところです。

しかしながら、国立大学法人の財政的基盤である運営費交付金は、「骨太2006」に基づき、毎年1%減の適用を受け、削減され続けており、各国立大学法人では懸命の経営努力により対応しているものの、その努力も限界に近づきつつあります。

このような運営費交付金の削減が第二期中期目標期間にも引き続き行われれば、教育の質を保つことは難しくなり、さらには大学の経営が破綻することとなります。特に、地方国立大学では、地域における医師等の人材育成機能が低下するだけでなく、学問分野を問わず、基礎研究や萌芽的な研究の芽を潰すなど、これまで積み上げてきた地域の高等教育の拠点機能とその成果を地域に還元する機能を根底から崩壊させることとなります。こうした結果を招来するならば、地域社会、地域経済等に与える影響は甚大ではかり知れません。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 国立大学運営費交付金について、第二期中期目標期間から効率化係数による削減を行わないこと。
- 2 今後の大学の在り方の検討に当たり、地域における人材育成、高度な学術研究、行政・民間企業等との連携による地域貢献など、地域において、極めて重要な機能、役割を有する地方の国立大学が持続的に発展できるよう運営費交付金の増額を行うこと。

(要望省庁：財務省、文部科学省)

## 4 1 三徳山の世界遺産登録に向けての取組 について

開山1,300年を迎えた三徳山は、三仏寺と国宝三仏寺奥院「投入堂」に至る行者道の道程にある懸造の建造物群、信仰の遺跡が数多く残る小鹿溪、それらを取り巻く原生的な自然環境からなる信仰の山であり、幾多の変遷を経て、今も日本の山岳信仰の原形を伝える典型であります。

三徳山は国の名勝及び史跡であり、投入堂をはじめとした山内の建造物群は、重要文化財にも指定されているほか、三仏寺所有の仏像や銅鏡なども重要文化財に指定されています。また、小鹿溪は、名勝にも指定されているところです。

当県においては、地元三朝町とともに、引き続き、三徳山の学術的価値に係る調査研究を進めるとともに、後世にその価値・景観を伝えるべく、保存管理の取組にも一層力を入れていくこととしております。

ついては、国におかれても三徳山の保護・活用と魅力発信に御尽力いただいているところでありますが、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

**三徳山の世界遺産登録暫定リスト入りに向けた取組に対する支援。**

(要望省庁：文部科学省)

## 4 2 医師の確保対策の推進について

国民が安心して暮らせる社会をつくるためには、全国どこでも同じように医療を受けることができる医療提供体制の整備が必要ですが、近年、地域間及び診療科間の医師の偏在などを背景とした医師不足が全国的な問題となっています。

当県においても、診療要員の不足により診療体制の維持が困難となる病院が発生するなど、深刻な問題が顕在化してきており、地域医療は崩壊の危機に瀕しています。

このような医療の危機は全国的な現象であり、真に必要な医師数、維持すべき医療水準や体制について、国としての方針を提示するとともに、それを確保する制度設計、施策の実施を緊急に行うべきと考えます。

このたび、国は臨床研修医制度の見直しを行いました。今回の見直しでは、都市部への偏在が解消される見込みは少ない内容となっています。

については、医師の確保が困難な地域における医療の確保を推進するため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 養成された医師が地域偏在・診療科偏在を起こさないよう地域が必要とする医療に従事する全国的な医師配置調整制度の早急な創設
- 2 卒業した大学の所在する都道府県又は地域ブロックの病院の中から研修病院を選択する制度とするなど、地域医療に携わる医師の確保が担保できる新医師臨床研修制度の抜本的見直し
- 3 緊急避難的な措置として、臨床研修修了後の一定期間内にへき地、中山間地などの医師不足地域（これらの地域の後方支援を行う地域の中核病院を含む。）における勤務を義務化する、地域や期間を限定して医師の新規の開業を制限するなど、地域の医療人材の確保を担保するシステムの構築

- 4 産科、小児科などの診療報酬を更に引き上げるなど、医師を特定診療科へ誘導する措置の実施
- 5 腎臓病患者の透析が円滑に行えるよう診療報酬の引上げを行うほか、不足している腎臓内科医等の透析を担当する医師の養成

( 要望省庁：文部科学省、厚生労働省 )

## 4 3 看護師確保対策の推進について

国民が安心して医療を受けることができる医療提供体制の構築には、看護師の確保・定着が喫緊の課題です。

また、人口の急速な高齢化、医療の高度化・専門化、訪問看護を始め福祉施設等看護師が働く場の拡大を背景に看護師の需要は引き続き増大していくものと考えられます。

当県においても、看護師不足は深刻な問題であり、特定病院への看護師の集中などから中小病院を始め訪問看護等居宅サービス事業分野の看護師確保は非常に困難な状況となっています。

については、安定的な看護師確保を図り良質で「安心・安全」な医療を提供するため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 看護師を安定的に養成確保し、定着させるため、看護師の生きがいと魅力ある職場環境づくりを総合的に図ること。  
特に、診療報酬の見直しを行い、各医療機関が夜勤回数制限や労働時間短縮など労働環境の改善、処遇の改善が行えるようにすること。
- 2 訪問看護事業等における看護師の確保を図るための、報酬の見直し、看護師の処遇改善
- 3 女性が大半を占める看護師が働きやすいように、院内保育所の施設整備・運営に対する助成制度を拡充
- 4 社会資源を有効に活用するための潜在看護師の状況把握及び再就業支援のための施策の充実

( 要望省庁：厚生労働省 )

## 4 4 介護現場における人材定着対策について

雇用状況が非常に悪化している現下において、介護事業は雇用の受け皿として期待されております。

しかしながら、介護現場である特別養護老人ホームや老人保健施設においては、介護職員等の配置基準が3：1（入所者3名に対して介護職員又は看護職員を1名以上配置）を前提として介護報酬が設定されておりますが、当県ではサービスの質を確保するため2：1の体制となっており、配置基準は実態と合わない現状であります。この実態に合わない配置基準が要因となって施設の経営上の問題につながり、職員の処遇低下をもたらすとともに、介護現場からの人材離れを招いております。

加えて、介護職員等の約32%が非正規職員という実態があることから、正規職員としての採用を求める求職者とのミスマッチも生じております。

介護人材の確保・処遇改善については、平成21年4月から介護報酬改定が行われ、処遇改善に対しての一定の対策が講じられたところではありますが、安定的に質の高い人材を確保し職場定着を図るためには、引き続き介護職員等の身分や処遇の改善策を講じる必要があります。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 職員の配置基準について、介護現場の実態にあったものに改善すること。
- 2 職員の能力や経験に応じた介護報酬を設定すること。
- 3 配置基準や介護報酬の設定に当たっては、介護保険料の引き上げにつながることをしないよう国が十分な財源措置を講じること。

（要望省庁：厚生労働省）

## 4 5 発達障害や地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供と財源確保について

障害者自立支援法については、平成18年4月の施行以来、当事者、事業者などの関係者の意見を真摯に受け止められ特別対策等の措置が行われてきました。

この度、法施行後3年の抜本的な見直しが行われ、利用者負担や障害程度区分の見直し、発達障害者が法の対象となることを明確にすることなどを盛り込んだ障害者自立支援法等の一部を改正する法律案が今国会で審議されているところです。障害者の自立を支援するよりよい仕組みとするために、当該法律案の早期成立を図っていただくようお願いいたします。

加えて、小規模作業所の新体系サービス事業への移行を促進するとともに、障害者の就労支援の充実を図る必要があります。

また、地域生活支援事業国庫補助金が国庫所要見込額より不足する見込みです。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。

- 1 発達障害の特性に応じた支援を行うための児童デイサービス、自立訓練などの障害福祉サービスの充実
- 2 小規模作業所から多機能型事業所へ移行しやすくするために、多機能型の各指定障害福祉サービス事業の利用定員を廃止
- 3 平成21年度に創設された施設外就労加算の金額を小規模な事業所でも対応できるように見直し
- 4 地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫補助金の十分な財源確保

(要望省庁：厚生労働省)

## 4 6 障害児のサービス利用負担の見直しについて

障害者自立支援法については、平成18年4月の施行以来、当事者、保護者の意見を真摯に受け止められ、特別対策等の軽減措置等により、逐次利用料の逡減が図られてきました。

平成20年4月から、現在の保育料多子軽減制度が見直され、兄弟が障害児通園施設を利用している場合は、弟妹の保育料が軽減されることとなりましたが、障害児通園施設の利用料については依然として軽減措置がありません。また、保育所の利用料が保護者のみの所得合計額で算定されるのに対し、障害児通園施設の利用料は、世帯の所得合計額で算定されており、障害児通園施設と保育所との利用負担について不均等が生じています。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 2人目以降の児童の障害児通園施設利用料を軽減する制度の創設
- 2 障害福祉サービスの負担上限額の算定において、原則として、保護者の所得合計のみとする見直し

(要望省庁：厚生労働省)

## 4 7 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の見直しについて

平成20年4月から施行された長寿医療制度は、当初、高齢者への制度の説明不足や現場の意見が十分に取り入れられていなかったことから、制度に対する不安や不満があったところです。

その後、国においては、保険料の更なる軽減や年金からの特別徴収を見直し口座振替が選択できる等が行われて、制度の改善が図られ、定着に努力されてきたところです。

しかしながら、現在の長寿医療制度の見直しは、加速度的に進行していく少子高齢化や増加していく医療費負担のあり方等について、医療保険制度の構造的な問題の抜本的な解決に至るものではありません。

現在、国においては、医療保険制度の見直しがいろいろ行われているこの機会に、将来にわたる安定的な医療保険制度の運営を確保するため、国の責任において医療保険制度全体として、医療保険の一元化も含めた抜本的な見直しの議論を行うことも必要です。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 長寿医療制度の保険料負担や国と地方の財政負担のあり方などの見直しを行い、安定的な制度とすること。
- 2 将来にわたる安定的な医療保険制度の運営を確保するため、国の責任において、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を明らかにすること。
- 3 制度の見直しを行うに当たっては、地方の代表を参加させるなど十分協議を行い、地方の意見を十分に聞いた上で、地方に負担を転嫁することのないようにするとともに、円滑な制度運営が図られるよう適時、適切な情報提供を行うこと。

（要望省庁：厚生労働省）

## 4 8 地方の実情に応じた子育て支援体制の充実について

当県では、共働き家庭が多く、また、中山間地域において特に少子化が進んでいますが、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育の充実、放課後児童クラブや地域子育て支援センターの設置など、子育て支援事業に対し積極的に取り組んでいるところです。

国においては、少子化対策を総合的に推進されているところですが、国庫補助事業については、開設日数、職員配置数及び年間延べ利用児童数等の補助要件が、都市部に対応したものに推移しているように見受けられ、子どもの少ない地域では、事業実施が困難な状況になりつつあります。

については、地域間の格差をなくし、居住地にかかわらず、地方の実情に応じた子育て支援が受けられるよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 放課後児童クラブの補助要件となる開設日数を、平成22年度以降も、平日のみに開設する場合でも補助対象となるよう、年間240日以上に緩和
- 2 地域子育て支援センターについて、平成22年度以降も、職員1名配置でも補助対象とすること。
- 3 一時預かり事業について、平成22年度以降も、年間延べ利用児童数300人未満でも補助対象とするとともに、補助基準額を増額

(要望省庁：厚生労働省)

## 4 9 要介護認定制度の見直しについて

平成21年4月に改正された要介護認定制度は、必要なサービスの安定的な提供を確保し、利用者の不安を解消する観点から、導入直後、突然に、更新前の要介護認定と異なる結果となった場合は、本人の意向により更新前の要介護度とすることができる経過措置が設けられ、現場の混乱を招いています。

今回の制度改正に向けて、平成20年9月に実施された要介護認定モデル事業（第二次）では、従来の調査項目から認知症関連項目を含む14項目が除外されたことなどから、高齢者の状態の把握が不十分となり、要介護度が軽度とされ、必要なサービスを利用できない者が出るのが危惧されていました。

このたび実施される経過措置の取り扱いは、各市町村における利用者に対する要介護認定の信頼性を損なうものであり、また、市町村の事務負担の増大を招くものであります。

については、現在行われている要介護認定制度の見直し、検証においては、十分に実施状況を把握し、必要に応じて速やかに改善検討を行うとともに、現場の意見を聞いた上で改正を行うよう格別の御配慮をお願いします。

（要望省庁：厚生労働省）

## 5 0 療養病床の再編に係る円滑な移行措置 について

国の地域ケア体制整備指針に基づき、当県では平成20年3月に地域ケア体制整備構想を策定し、平成24年3月末までに療養病床を942床とするよう再編成を進めているところです。

国においては、今回の報酬改定において、療養病床から転換した介護療養型老人保健施設を報酬上評価するなどの支援措置を講じておりますが、まだなお、転換に当たっての財政面等での支援措置が不足するとともに、現場においては、転換に当たって退院することになる者等の医療ニーズに十分対応できるのかといった懸念があります。

ついては、療養病床の転換を円滑に進めるため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 療養病床の再編成に関し、医療ニーズを有する患者に対する必要な医療が途切れないための円滑な移行措置への支援
- 2 医療療養病床から老人保健施設等への転換に伴う介護保険費用の増加に伴う被保険者や地方公共団体の負担が過大にならないための十分な財源措置

(要望省庁：厚生労働省)

## 5 1 児童養護施設等を利用している子どもたちの処遇向上と職員配置基準の改善等について

近年、児童養護施設等においては、処遇困難な被虐待児の支援や保護者支援など、児童養護施設等に従事する現場職員への負担が過重となり、きめ細やかな処遇が難しくなっています。

このため、当県では児童養護施設、児童自立援助ホーム等の児童指導員の負担軽減を図り、きめ細かい支援を充実することができるよう加配制度を創設するなど、独自の取組を積極的に実施しているところです。

ついては、ひとりひとりの子どもの適切な処遇を保障するため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 被虐待児童10名に職員1名を配置するなどの児童養護施設等の職員配置基準の見直しと必要な財源措置の実施
- 2 児童自立援助ホームの運営措置費を、施設運営に必要な最低限の職員数が確保できるよう、年間延べ入所児童数を積算根拠とする等、見直すこと
- 3 児童虐待を行った保護者支援、親子再統合を図るための人的、質的な体制整備を推進するための財源措置の充実

(要望省庁：厚生労働省)

## 5 2 安心こども基金の補助率の引き上げと 設置期間の延長等について

少子化対策が依然として進まない中で、保育の受け皿の拡大を始め、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備は喫緊の課題です。

このような中、子育て支援サービスを緊急整備するための安心こども基金が創設されたことは、時宜にかなったものです。

当県では、安心こども基金を活用して民間事業者による保育所等の緊急整備を図ることとしていますが、経済情勢が厳しい折、保育所入所を希望する方が窓口に殺到している一方、民間事業者においては新たな投資や事業拡大が極めて困難な状況にあります。

また、この基金を活用した認定こども園整備事業では、幼保連携型に認定されることが補助の前提とされ、それ以外は補助金返還が生じるなど、厳しい補助要件となっています。

さらに、この基金は平成22年度までの時限措置ですが、保育所等の整備には相当程度の期間が必要であることから、十分な期間設定が必要です。また、地方自治体においては、財政状況が厳しい中、緊急整備事業とはいえ、事業を実施するための一般財源を確保することが極めて困難な状況にあります。

については、民間事業者による保育所等の整備を一層促進し、安心して子どもを育てることができるような環境を整備するため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 保育所緊急整備事業等については、潜在的な待機児童があることや、耐震化への緊急的対応の必要性等を勘案し、待機児童の有無にかかわらず国の補助率を一律嵩上げ
- 2 認定こども園整備事業について、幼稚園型または保育所型であっても補助の対象とするなど、補助要件の緩和
- 3 基金の設置期間について、民間の施設整備には相当な期間が必要であることから、基金の設置期間を延長
- 4 基金の設置が、新待機児童ゼロ作戦の重点的な取り組みのための緊急措置であることに鑑み、地方公共団体に生じる負担に対して、必要な財源措置の確実な実施

(要望省庁：厚生労働省)

## 5 3 妊婦健康診査助成事業に対する支援 について

妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるために、妊婦健康診査の重要性が一層高まってきております。

また、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健康診査について、公費負担の充実に図る必要性が指摘されています。

このため、国においても、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的として、妊婦健康診査に係る地方財政措置がなされるとともに、平成20年度第2次補正予算で妊婦健康診査臨時特例交付金が創設され、これにより、県内全市町村においても、妊婦健康診査公費負担の拡充がされたところです。

しかし、特例交付金を活用した公費負担の拡充は平成22年度までの間の措置とされ、平成23年度以降の財源について、国は「市町村の実施状況を踏まえつつ、検討する。」としており、各市町村は厳しい財政状況の中、制度の継続について懸念しています。

ついては、将来にわたって安定的に妊婦健康診査の公費負担が継続されるよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 妊婦健康診査に係る地方公共団体の負担に対する確実な財源措置
- 2 妊婦健康診査臨時特例交付金事業終了後も地方公共団体が14回の公費負担を継続するために必要な財源措置
- 3 妊婦健康診査臨時特例交付金事業終了後の制度設計に当たっての地方公共団体からの意見聴取と速やかな情報提供

(要望省庁：厚生労働省)

## 5 4 難病患者等支援対策の充実について

原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療が極めて困難で、かつその医療費が高額である疾病（特定疾患）の患者に対して、特定疾患に対する医療の確立・普及を図るとともに患者の医療費負担軽減を図るため、その一部が公費負担（国 1 / 2、県 1 / 2）されているところです。

しかしながら「原発性高脂血症」など、小児期においては小児慢性特定疾患治療研究事業により医療費の負担軽減措置の対象でありながら、成人後は特定疾患治療研究事業の対象となっていないため、医療費負担軽減措置が受けられない疾病が存在します。

また、「ポルフィリン症」や「ジストニア」など、原因不明で、治療方法が未確定でありながら、難病指定されず、原因の究明、治療方法の確立に向けた継続的な研究が進んでいない疾病も存在しています。

については、制度の安定的な実施を図るとともに、難病対策の充実を図るため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 難治性疾患克服研究事業の対象疾病のうち、原発性高脂血症など小児慢性特定疾患治療研究事業の対象でありながら特定疾患治療研究事業の対象となっていない疾患の特定疾患治療研究事業の対象への追加
- 2 難病指定疾患の拡大。特に、日光暴露により症状が悪化し、日常生活が大きく制限されるポルフィリン症の対象疾患への早期追加

（要望省庁：厚生労働省）

## 5 5 肝炎対策のための法案の早期成立について

肝炎は、国内最大の感染症と言われており、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行することから、早期発見・早期治療が重要となります。

このような中、国は、肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的促進、経済的負担軽減等を図るため、平成20年度より、新たな肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」を策定し、肝炎インターフェロン医療費助成及び保健所における肝炎ウイルス検査体制の充実などを実施されているところですが、今後も引き続き肝炎患者が安心して肝炎治療の助成などの支援が必要であります。

ついては、肝炎の予防や早期発見、治療の充実や研究の促進等肝炎対策を総合的に推進するための法案の早期成立について格別の御配慮をお願いします。

(要望省庁：厚生労働省)

## 56 ドメスティックバイオレンス（DV） 対策に係る制度の充実について

近年、DV被害者相談が急速に増加しているが、迅速かつ県を越えた広域的に対応できる体制を推進していくことが極めて重要な課題となっています。

当県としてもDV被害者の自立支援施策の充実を図るとともに、広域対応について他県への働きかけを積極的に行っているところですが、各県ごとの対応では限界があります。

については、国レベルでの統一した基準を設け、ナショナルミニマムを確保する必要があるため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 DV被害者の自立支援策が、自治体によって大きな差異が生じないような施策の推進と助成の充実
  - ・自立に向けた就労支援の充実
  - ・賃貸住宅を活用した自立支援のための中間的施設（ステップハウス）に対する助成
  - ・アパート等の家賃・敷金等の助成など
  
- 2 DVの未然防止及び再発防止のため、加害者更生に向けたプログラムの国レベルでの早急な作成

（要望省庁：内閣府、厚生労働省）

## 5 7 保育所における保育士配置基準の改善 及び財源措置の充実について

当県の保育現場では、特に増加する発達障害のある児童について適切な支援を行うために、国の保育士配置基準以上の保育士を配置している実態があります。

また、当県では、子どもの発達に応じたきめ細かな保育の実施が望まれる1歳児について、国の配置基準では子どもと保育士の割合が6：1のところ、4.5：1となるよう保育士を加配する場合に人件費を独自に助成し、保育所を支援しているところです。

このような中であって、平成19年に実施した当県の保育所における保育士に関する実態調査によると、保育に従事する保育士の約半数が非正規職員となっております。

これは、保育所の運営費が国の保育士配置基準をもとに算定された保育単価で算出されることから、保育士の配置について限られた運営費の中で対応するため、人件費の安い非正規職員の保育士を雇用するケースが多いものと考えられます。

一方、平成21年度から新しい保育所保育指針が施行され、保育現場においては、特別な支援を要する児童への対応や保護者支援など、従来に増して保育に関する専門性の向上及び保育所の社会的責任が求められているため、質の高い正規職員の保育士の配置が望まれるところでもあります。

については、入所する子ども一人ひとりの最善の利益を保障するためには、保育士の身分や処遇の改善が不可欠であることから、保育所における保育士の配置基準の改善及び地域の実態にあった適切な職員配置が可能となるよう必要な財源措置の充実について格別の御配慮をお願いします。

(要望省庁：厚生労働省)

## 5 8 子育て家庭への経済的支援について

急速に出生率が低下する中で、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進していくことは、極めて重要な課題です。

各種調査でも、多くの夫婦が「子どもは欲しいが子育てや教育にお金がかかり過ぎる」と答えているとおり、子育て家庭の経済的支援の充実が、少子化対策として重要と考えております。

このため、当県では、保育料の軽減、小児医療費の助成等、子育てで支援に関し、独自の取組を積極的に実施しているところです。

国においては、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を決定されるなど、少子化に歯止めをかける抜本的な対策を進められ、仕事と生活の調和の推進、包括的な次世代育成支援の枠組みの構築など、子どもを生み育てやすい環境づくりを総合的に進められているところです。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 保育所の保育料について、国庫負担基準における保護者負担割合の引下げ等の実施  
特に多子世帯の保育料について、同時入所の有無にかかわらず軽減を図ること。
- 2 子どもの医療費について、自己負担割合の引下げ等の実施
- 3 所得税の税額控除制度の新設など、子育て家庭に対する支援税制の実施

(要望省庁：厚生労働省)

## 5 9 不妊治療支援対策の充実について

子どもを望んでいても子どもに恵まれない夫婦は10組に1組とも言われており、多くの夫婦が不妊に悩み、実際に不妊治療を受ける夫婦も年々増加しています。

体外受精や顕微受精など特定不妊治療では、医療保険が適用されず、治療費（1回平均40万円）全額が患者負担となるため、経済的負担が大変大きくなっています。

このような中、国においては、平成16年度から「特定不妊治療費助成事業」が実施され、治療に要した費用の一部助成が始まり、平成19年度に助成額増額及び所得制限の緩和がされたところです。

しかし、治療を受けても、1回で妊娠する確率は高くないことから、子どもを持つまでに何度も治療を受けることが必要な場合も多く、経済的な理由から、十分な治療を受けることができず、子どもを持つことをあきらめざるを得ない夫婦も多いため、さらなる経済的負担の軽減が求められています。

このため、本県においては、次世代を育む親への支援対策の一環として、県費を上乗せして助成しており、利用者は年々増えています。

については、子どもを望む夫婦が安心して不妊治療が受けられるようにするために、また、安定した支援対策を実施するために、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 不妊患者を対象とした不妊治療の保険診療適用の拡大
- 2 特定不妊治療費の助成額の増額
- 3 特定不妊治療費助成事業における所得制限の緩和

（要望省庁：厚生労働省）

## 60 がん対策の推進について

がん医療の均てん化のためには、外科療法と放射線療法及び化学療法を組み合わせた集学的治療の普及が必要ですが、そのためには専門的ながん医療を提供できる人材の配置が必要です。

しかしながら、人口の少ない当県においては、医療従事者の不足によって医療機関では先進的技術を修得する研修への派遣が困難であり、その確保が大きな課題となっています。

がん患者の質の高い療養生活を確保していくためには、がん医療に携わる全ての医師が緩和ケアに対する理解を深め、適切な緩和ケアが一般的に提供されることが必要です。

しかし、当県においては、緩和ケアの提供は一般的とは言えない状況であり、その原因の一つとして、緩和ケア研修会受講に対する具体的な評価が無いことから、研修を受講する医師が少なく、医師の緩和ケアに対する理解が進んでいないことが考えられます。

当県では、がん対策推進計画において、がん検診受診率を50%以上にすることを目標として掲げているところですが、そのためには事業主や医療保険者など、職域におけるがん検診の実施状況の把握が必要です。

しかし、職域におけるがん検診は自治体ごとに区分して報告されるものではないため、市町村が行うがん検診の実施状況に加えて、全体として把握することは困難となっています。

ついては、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 地方医療機関の医療従事者が受講しやすい研修とするため、派遣経費が補助事業の対象となる研修種類の増加や、代診医師等の斡旋など、研修を受講しやすい体制の整備
- 2 緩和ケア研修会を受講する医師を増加させるため、研修会を受講した医師による緩和ケアに係る診療に対し、診療報酬点数を上乗せするなど具体的な評価の検討
- 3 県民全てを対象としたがん検診の実施状況等を評価するため、医療保険者など職域からの報告を制度化し、現状を把握するための体制の整備

( 要望省庁：厚生労働省 )

## 6 1 日本脳炎ワクチンの安定供給について

日本脳炎ワクチンについては、重症の急性散在性脳脊髄炎との因果関係が認められたため、平成17年5月30日付の通知により、より安全なワクチンが開発されるまでの間、積極的勧奨が差し控えられているところです。

平成21年2月に新しい「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」(以下、「細胞培養ワクチン」という)が承認され、5月27日に発売開始となっているところです。

しかし、細胞培養ワクチンは、定期予防接種第2期についての有効性・安全性が確立していないこと、定期接種対象者全員の必要量に満たないこと等、さらに検討が必要とされており、積極的な接種勧奨ができる状況に至っておりません。

当県は、日本脳炎に罹患するリスクの高い地域(西日本地域)に含まれており、日本脳炎罹患に対する危機意識の高まりに加え、平成19年には5年ぶりに日本脳炎の患者が発生したところから、昨夏からワクチン接種の希望者が増え、流行期のワクチン供給量がひっ迫した状態となりました。

については、次期流行期にも同様な状況となることが予想されることから、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 すべての接種希望者が安心して接種可能となるよう、安全なワクチンを安定供給できる体制の早期整備
- 2 積極的勧奨の差し控えにより接種を見合わせたために、定期接種期間を超過した者で接種を希望する者を、定期と同様、無料接種を可能とする経過措置の実施

(要望省庁：厚生労働省)

## 6 2 特定健診・特定保健指導における 精度管理について

平成20年度から、医療保険者に特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられたところであり、当県としては、特定健診等の健診データや実施状況を把握・評価し、精度管理を行うことが、県民の生活習慣病予防対策を推進する上で非常に重要であると認識しているところでもあります。

一方、国においても、「健康診査管理指導等事業実施のための指針」により、都道府県に対し、特定健診等の精度管理を求められているところです。

しかしながら、現状では、特定健診等の健診データや実施状況を、医療保険者が県に報告することが義務付けられておらず、県が実施する精度管理に十分活用できる仕組みとなっていないことから、生活習慣病対策の推進に支障をきたしている状況であります。

ついては、県全体の精度管理が行えるよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 県が適切な精度管理を行うために必要な特定健診の詳細なデータを各医療保険者が県へ報告することの制度化
- 2 県が精度管理を行うために必要とするシステム開発等に係る経費への財政支援

(要望省庁：厚生労働省)

## 6 3 生活保護の級地制度及び被保護者の自動車 運転免許取得について

生活保護の級地については、市町村単位で、最大較差 22.5% とし、4.5% 等差に 6 区分化されています。

しかしながら、平成 19 年 11 月の「生活扶助基準に関する検討会報告書」において、現行の級地制度における地域差を設定した昭和 59 年の消費実態と、平成 16 年の消費実態を比較すると、地域差が縮小している傾向が見られるとされています。

また、市町村合併により、例えば 3 級地の 2 であった旧町村部が、2 級地の 1 となるなどの不均衡が生じています。

また、運転免許取得に係る経費については、就職が確実に見込まれており、免許の取得が雇用の条件となっている場合にのみ支給できることとされています。

しかしながら、最近の求人を見ると、運転を業務とする業種、職種に限らず、そのほとんどが運転免許の所持を採用の必須条件としています。

当県のように都市部と違い交通事情が悪く、車に頼っている地域においては、運転免許を取得することは、就労を促進するとともに、その世帯の自立を助長する有効な手段と考えます。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 市町村間の均衡に配慮した適切な級地区分の見直し
- 2 福祉事務所が、被保護者の勤労意欲が強く運転免許取得が就職への可能性を高めると認めた場合における、免許取得経費の支給要件の緩和

( 要望省庁：厚生労働省 )

## 6 4 生活福祉資金貸付事業「要保護世帯向け長期生活支援資金」について

生活保護制度における高齢者世帯の居住用不動産の活用を促す施策として、現行の生活福祉資金制度の一類型として、「要保護世帯向け長期生活支援資金制度」が創設され、平成19年4月から施行されました。

しかし、本県においては、都市部と比較して不動産の利用価値が低く、地価の値下がり傾向が継続している実情を考えると、将来的に、根抵当権を設定した不動産の資産価値は償還時期に元本割れ又は競売処分困難となる可能性が高く、貸付金等の債権が不良債権化することが予想されます。

また、都道府県社会福祉協議会が債権管理に係るすべての業務を行うことは、リスクが大きく、現行の体制では困難な状況にあります。

については、今後の生活福祉資金の安定的で円滑な運用を図るため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 不動産に係る債権管理及び処分を行う全国的な機関の整備
- 2 貸付元利金が回収できない場合の、国による原資補てん

(要望省庁：厚生労働省)

## 6 5 民生委員・児童委員及び主任児童委員の報酬について

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、地域住民相互のつながりの希薄化、少子高齢社会の到来など、社会情勢が変化していく中で、住民の立場に立った地域福祉の担い手として、その果たすべき役割が大きくなっています。

平成19年の能登半島地震や新潟県中越沖地震などにおいては、民生委員・児童委員による安否確認行動が地域住民の安全確保に貢献したところですが、今後も災害時における民生委員・児童委員の活動に対して一層大きな期待が寄せられているところです。

また、近年急増している児童虐待についても、平成20年度改正の児童福祉法には「地域の支援の強化」が盛り込まれており、今後ますます主任児童委員の活動が重要となってくることと予想されます。

しかしながら、児童虐待や認知症高齢者の相談事例など困難かつ多岐に渡る案件の増加及び市町村合併に伴う担当地域の広範囲化など、活動の負担が増す一方で、活動を支える報酬の基礎となる交付税単価は年々下がっています。

については、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の重要性に鑑み、報酬に係る交付税単価の水準の引上げについて格別の御配慮をお願いします。

(要望省庁：厚生労働省)

## 6 6 主任児童委員配置基準の改善及び 財源措置の充実について

家庭や地域における教育力の低下が叫ばれている昨今、子どもたちを取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。

そのような社会情勢のなかで、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員は、子どもたちの各種問題について関係行政機関等への連絡や相談、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動の企画・実施への援助協力などの業務を通じ、子どもたちの健全育成に日々尽力しているところであり、地域福祉推進の牽引役として大きな役割を担っております。

また、近年急増している児童虐待の問題においても、要保護児童対策地域協議会をはじめとする地域の支援や相談機能の強化が求められているところであり、今後ますます主任児童委員の活動は重要なものとなってくることが予想されます。

しかしながら、現在の主任児童委員の現状は、市町村合併による定数の削減により、合併前に比べ一人当たりの担当区域が広範となり、その結果、地域とのつながりが希薄化し、きめ細やかな対応が困難な状況が生じております。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 主任児童委員の配置基準の改善
- 2 地域の実態にあった適切な配置が可能となるよう必要な財源措置の充実

( 要望省庁：厚生労働省 )

## 6 7 特別医療費の助成に伴う国民健康保険療養給付費等負担金の減額措置の見直しについて

市町村の国民健康保険財政は、医療費及び老人医療費拠出金の増加、長引く不況による無職者及び低所得者の増加などによる収納率の低下など、厳しい状況に置かれており、各市町村では保険料（税）の収納対策及び医療費の適正化対策を講じているところです。

このような中、各市町村では身体障害者、知的障害者、ひとり親家庭、乳幼児等に対し、医療に係る負担金の一部を助成し、所得が低い方等が受診しやすい環境の整備を図っています。

これに対して、国では、地方公共団体が独自の制度により療養費に係る一部負担金を軽減している場合、法定割合どおりの場合と比較して医療費が増加するとの理由から、国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金が減額交付されています。

しかし、特別医療費の助成は、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が、医療を受けやすくするための制度であり、不必要な受診の機会を増やすものではありません。

については、国民健康保険事業の目的である社会保障及び国民保健の向上を達成するため、また、国民健康保険財政の安定的運営を確保するためにも、市町村の特別医療費助成による国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直すことについて格別の御配慮をお願いします。

（要望省庁：厚生労働省）

## 6 8 医業類似行為の明確化について

医業類似行為である「あん摩マッサージ指圧」については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）（以下「あはき法」という。）第1条による免許を有する者でなければこれを業として行ってはならないとされています。

近年、これと同じように人の皮膚に触れ、もむ、さするなどの行為を行う、リフレクソロジーやカイロプラクティックなどいわゆる民間療法が増加しているところです。

これらの民間療法については、医業類似行為を行っているにもかかわらず、免許制度や施術所の届出に関する規定がなく、広告についても特別の規制はなされていません。

については、国民の健康に対する意識が高まる中、国民に害を及ぼす恐れのある医業類似行為の潜在化を防ぐとともに、国民に正確な情報提供を行い、安全な医業類似行為の提供体制を確保するよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 医業類似行為の範囲の明確化、及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師でなければ業として行えない範囲の明確化
- 2 あはき法に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法に規定する柔道整復師以外の者が業として行う医業類似行為によって生ずる被害から国民の安全を守るために必要な広告規制等の対応の実施

（要望省庁：厚生労働省）

## 6 9 国による准看護師制度の一元管理 について

准看護師は昭和26年の制度創設以来、それぞれの医療現場において重要な役割を担ってきたところですが、保健師、助産師及び看護師と同じ法律に基づく資格でありながら、都道府県知事が個々に試験、免許等の事務を実施していることから、同一人物が複数の知事から免許を受けられる等、国民の生命と安心・安全に直結する現在の准看護師の制度には、一元管理が行われていないことに起因する問題があります。

また、先ごろの保健師助産師看護師法の改正に伴い、平成20年4月1日以降に行政処分を受けた者を対象に再教育を実施することとされましたが、これについても、行政処分の前提となる罰金以上の刑に処せられた者の把握が都道府県では困難であることに加えて、籍登録地と勤務地で都道府県を異にする場合の再教育命令を行う知事が不明確である等、准看護師制度のあり方に起因する問題があります。

これは、安心・安全な医療提供を担う准看護師に係る免許等の一連の事務（試験、免許、籍登録、行政処分、再教育）が、個々の都道府県知事に委ねられている現在の保健師助産師看護師法の規定に原因があると言えます。

については、安心・安全な医療が提供され国民の医療に対する信頼性確保につなげるため、准看護師制度が、同じ法律に基づく資格である保健師、助産師及び看護師の制度と同様に全国統一的に運用され、国民の生命と安心・安全な医療提供が担保されるよう、保健師助産師看護師法を改正して国において一元管理を行うことについて格別の御配慮をお願いします。

（要望省庁：厚生労働省）

## 70 社会保障制度における「世帯」の在り方について

介護保険制度や医療保険制度などの社会保障制度において、世帯単位で負担能力を判断する仕組みが一部にあることから、「世帯分離」により利用者負担を引き下げるとともに保険料負担も引き下がるケースが出現しています。

また、長寿医療制度や障害者福祉サービス、保育料なども本人又は本人と配偶者の負担能力を勘案した仕組みとなっております。

については、他の制度も勘案して、世帯単位で負担能力を判断する仕組みを取り入れている介護保険制度や医療保険制度などの社会保障制度について、形式的な「世帯分離」による負担軽減といった問題が生じないように、本人又は本人と配偶者の負担能力により判断する仕組みへ見直しすることについて格別の御配慮をお願いします。

(要望省庁：厚生労働省)

## 7 1 黄砂問題に対する取組の推進について

近年、日本への黄砂の飛来回数が増加傾向にあります。今後も中国内陸部等の砂漠化、乾燥化の進行に伴い、黄砂の発生回数の増加が予想されています。

黄砂は、植物、交通等に影響を与えるほか、呼吸器疾患やアレルギー等人的健康に影響を及ぼすことも懸念されています。

このため、本県においては、黄砂中の金属や微生物の調査を大学等と連携して実施しているところであります。

国においても、黄砂実態解明調査、黄砂観測網の整備のほか国際的な取組みを進めておられるところですが、より強力に黄砂問題に取り組んでいただくよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 1 黄砂に関する調査・研究の推進

黄砂の飛来ルート、黄砂と大気汚染物資との関係の解明に関する調査・研究を一層進めるとともに、黄砂の健康への影響に関する調査・研究を実施すること。

### 2 発源地の砂漠化、乾燥化を防止するための対策・事業の推進

発生源となる砂漠化、乾燥化を防止するため、2005年にアジア開発銀行等4国際機関と日本、中国、韓国、モンゴルの4カ国による共同プロジェクトで作成された黄砂の防止と抑制に関する地域協力のためのマスタープランの具現化を、関係各国と協力して進めること。

### 3 東アジア諸国との連携の推進

黄砂問題は、東アジア地域の共通の問題であり、関係各国と一層の連携を図り調査・対策を進めること。

(要望省庁：環境省、外務省)

## 7 2 循環型社会形成推進交付金制度の拡充 について

市町村等が整備する一般廃棄物処理施設については、現在、循環型社会形成推進交付金により、その新設・増設等に要する経費について支援対象とされています。

一方、これまでに整備された一般廃棄物処理施設については、建設後10年以上経過したものが8割近くに達し、今後、これらの施設の更新整備が全国的に増加することが予想されます。

こうした中で、国の「廃棄物処理施設整備計画」(平成20年3月25日閣議決定)においては、ストックマネジメントの手法を導入することで、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図ることが定められ、国の21年度予算においては、施設の長寿命化計画の策定が新たに交付金の支援対象とされたところです。

については、厳しい財政状況の中、市町村等による施設の更新等が円滑に行えるよう、下記について対応されるようお願いいたします。

施設の長寿命化計画の策定のみならず、計画に位置づけられた既存施設・設備の長寿命化に係る整備についても交付金の対象とするよう支援の拡充を行うこと。

( 要望省庁：環境省 )

### 7 3 消費者行政活性化への財政的支援の 継続について

消費者が主役となる「国民本位の行政」への大改革を進める上で、地方消費者行政の活性化は喫緊の課題であり、平成21年度から基金造成による消費生活相談窓口の充実強化が図られているところであります。

当県においても、土・日曜日における相談業務の開始や、消費生活相談員の増員を行い、また県内全ての市町村が相談窓口を開設する意向を持っているなど相談体制の充実・強化に向けて取り組んでいるところです。

しかしながら、現在の基金に基づく活性化事業の実施期間は、3年後の平成23年度末までとなっており、また基金の取崩し額が消費者行政予算の2分の1を上回らない額を限度とされているなどの制度設計になっております。

については、地方消費者行政の充実・強化を定着、実効性あるものにするため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 平成24年度以降においても地方消費者行政の充実・強化のための財源手当の継続的配慮。
- 2 地方の実情を踏まえ、自主性を尊重した基金活用の条件緩和。

(要望省庁：内閣府)

## 7 4 新エネルギーの導入促進について

地球温暖化対策の推進のため、新エネルギーの導入促進は重要な課題であり、平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」では、太陽光発電の導入量の大幅拡大や「ゼロ・エミッション電源」の比率の50%以上への引き上げなどが示されています。

しかしながら、新エネルギーは、経済性が依然として大きな課題であり、太陽光発電の固定価格買取制度の創設に向けた動向もあるものの、事業の採算性を確保できる状況にはなく、幅広い普及には至っていません。

このような中、当県では新エネルギーの県庁率先導入や独自の助成制度に取り組む市町村への支援等を行っているところですが、導入が進んでいないのが現状です。

については、太陽光発電、風力発電等新エネルギーの経済面のインセンティブ確立に向けて、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 R P S 法による電気事業者の新エネルギーの導入目標の引き上げ
- 2 グリーン電力証書を温室効果ガス排出削減量として認証する制度の創設
- 3 木質バイオマス利用、小水力発電などの普及が進んでいない新エネルギー導入促進のための総合的な対策の推進

(要望省庁：経済産業省、環境省、農林水産省)

## 7 5 食品に関する表示の関係法令等の一元化 について

食品表示は、消費者にとって、食品を選択する際の最も重要な情報源であり、また、万一、事故が生じた場合には、その原因究明や製品回収などの事故の拡大防止のための措置を迅速かつ的確に行うための手がかりとなっています。

その食品表示を規定している法令は、主なものだけでも「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)、「食品衛生法」、「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)があり、規制内容が入り組んで非常に複雑なため、消費者及び製造者並びに販売者にとって分かりにくく、法令によって国と自治体の権限に関する役割分担が異なることから指導等も迅速かつ的確に行い難い状況となっています。

ついては、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 早期に関係法令及び組織の一元化を行うこと。
- 2 事業者に対する指導を自治体が一元的に行えるよう、権限委譲すること。

(要望省庁：内閣府)

## 7 6 生活排水処理事業における国の窓口の一本化、維持管理費に対する財源の確保及び統廃合時の補助金返還免除について

生活排水処理施設（公共下水道・農業集落排水・浄化槽・コミュニティプラント等）の整備は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全上からも急務です。

現在、国の制度では生活排水処理施設整備事業は4省庁に分かれ、同じ目標に向けた事業を各省庁が個々に行っているところです。

しかしながら、本来、生活排水処理施設は地域状況や整備手法・コスト・スピード・住民周知（公開・合意）等を考慮した総合的な整備が必要であることから、国においても事業・制度の窓口を汚水処理施設整備交付金と同様に一本化されることが、補助事務等の簡素化の面からも有益かつ効率的です。

また、市町村にとって、今までに整備した管路施設及び処理場施設に係る維持管理費の負担が大きく、さらに整備途中でもあることから使用料収入も十分ではないため、市町村財政を圧迫する要因にもなっています。接続促進及び適正な使用料徴収は当然としながらも、生活排水処理は人間生活の営みとともに延々と続くことから、重要な社会資本である生活排水処理施設の維持管理について、国による助成・支援の強化が必要な状況となっています。

加えて、複数の生活排水処理施設を維持管理している市町村においては、その維持管理に係る負担（労務・費用）が大きいため、今後は、既に整備した管路施設及び処理場施設の計画を再検討して、適切かつ合理的な維持管理が行えるように生活排水処理施設を統廃合することが必要となっていることから、この統廃合に伴う補助金返還の免除について、国の柔軟な対応が必要な状況となっています。

ついては、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 生活排水事業（公共下水道・農業集落排水・浄化槽・コミュニティプラント等）の国の窓口一本化。
- 2 生活排水処理に係る住民負担軽減のための財政支援の充実。
- 3 生活排水処理施設の統廃合時における補助金返還の免除。

（要望省庁：総務省、環境省、農林水産省、国土交通省）

## 7 7 小規模木造住宅等に係る構造関係規定の 審査省略特例の見直しに関する対策につ いて

平成17年の構造計算書偽装問題等への対応として、建築確認・検査の厳格化を図るため、平成18年6月21日に建築基準法等の一部改正がなされ、平成19年6月20日に施行されましたが、関係者への事前の周知等が不十分であったことから、建築確認の遅延、建築着工件数の減少等が発生し、国内経済に深刻な影響を与え、社会問題となりました。

現在、小規模な木造戸建て住宅等については、建築に関する確認の特例により、建築士が設計を行った場合には構造耐力等に関する規定の審査を行わないという規定がありますが、耐震強度不足が判明した事案も発生していることから、現在、国土交通省において特例の見直しが予定されているところです。

実施時期については未定であります。この見直しが実施されれば、先の建築基準法改正と同様に、申請及び審査に要する負担が増え、審査期間の長期化、建築確認の遅延等を招くことが危惧されます。

については、「小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略特例の見直し」の実施にあたっては、設計及び審査の現場が混乱しないよう、十分な周知を図るとともに、市場の混乱、地方経済への悪影響が生じないように、格別の御配慮をお願いします。

(要望省庁：国土交通省)

## 7 8 住宅の耐震改修補助制度の拡充について

近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などそれまで地震発生が予測されていなかった地域で大地震が頻発し、さらに、東海・東南海・南海地震など発生が確実視されています。

鳥取県においても、平成12年に鳥取県西部地震が発生し、住宅をはじめとする物的損害が甚大であったことから、当県独自に一般の住宅に対する再建支援を行うことによって、地域コミュニティーの崩壊を防ぐことが出来ました。また、これを機として全国的な支援制度拡充につながったところです。

しかし、本来は住宅が倒壊する前に対策を講じることが肝要であり、国の中央防災会議でも、地震による経済被害額を半減させるためには建築物の耐震化の促進が有効であるとの提言がなされていますが、耐震化の進捗は、はかばかしくありません。

その要因のひとつに、住宅・建築物耐震改修等の補助率が低いことがあると考えられます。

については、住宅・建築物耐震改修時の補助制度に係る次の事項について、格別の御配慮をお願いします。

耐震改修に係る補助率の引き上げ

(要望省庁：国土交通省)

## 79 地域住宅交付金の提案事業費枠の拡大 について

地域住宅交付金制度は、地域における主体的な住宅施策を推進するための支援制度であるにもかかわらず、自主性と創意工夫を活かすための提案事業費枠は、全体事業の19%を超えないこととされています。

当県においては、豊かな森林資源を活用し、風土に根ざした住宅に対する補助制度を設け、県産材の需要拡大や地元関連産業の活性化の取組みを行ってきているところですが、この提案事業の枠が支障となり、県民の需要に応えられない状況にあります。

ついては、地域住宅交付金制度に関し、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

地域の独自性を生かすことが可能な交付金制度への見直し

(要望省庁：国土交通省)

## 80 国立公園等の公園施設整備について

三位一体改革に伴い、平成17年度から従前の公園施設整備の補助制度が廃止され、国立公園の施設整備については国による直轄整備を基本とし、国立公園の施設整備については自然環境整備交付金の対象とする制度改正が行われ、さらに、国の直轄整備は国立公園内の特に重要な施設に限って行うとの方針が示されています。

このため国立公園においても、既存施設の改修を含め、国直轄整備の対象とならない公園施設の整備は、県又は市町村の単独事業として行わざるを得ませんが、必要な財源措置が講じられていないため、現実的には整備が困難な状況となっています。

また、自然環境整備交付金については、計画期間内における総事業費の下限がおおむね6千万円とされたことから整備対象が限定され、活用しにくい交付金となっています。

については、地域の重要な資源である国立公園等の管理や施設整備のあり方について、都道府県が主体的に関与できるよう、財源措置も含めた制度の全般的な見直しを行うべきと考えますが、当面、三位一体改革の精神である「役割分担の明確化と必要な財源措置」の趣旨に沿って、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 国立公園に関する公園事業は国が執行するという自然公園法第9条第1項の規定を踏まえ、国立公園内の施設整備について、改修を含めた国直轄事業としての更に幅広い実施。

特に、国直轄事業の要件に該当している山陰海岸国立公園近畿自然歩道線道路（歩道）事業の城原網代線（鴨ヶ磯区間）に係る安全対策の早期実施。

- 2 それでも国直轄整備の対象外となる国立公園内の施設整備について、改修を含め、自然環境整備交付金制度の対象とするなど、整備を行う地方公共団体に対する必要な財政措置。
- 3 自然環境整備交付金の計画期間内の事業費の下限を引き下げるなど、地方公共団体が活用しやすい制度への改善。
- 4 国庫補助事業により県が整備した公園施設のうち、国の直轄整備対象となるものについて、国の管理への移行。

（要望省庁：環境省）

## 8 1 地域間格差是正のための企業立地の促進等について

地域間格差の是正については、平成19年4月に「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（通称：企業立地促進法）が制定され、当県においても、同年10月に本法律に基づく基本計画の国同意をいただき、電子・デバイス、情報通信機器、液晶関連産業等を中心に、グローバル化に対応した新たな高付加価値型産業の構築を目指し、この法律を最大限に活用すべく、県内産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいます。

しかしながら、昨年からの世界同時不況により国内製造業の受注が激減する中、地方に事業所を構える企業が事業縮小や都市部の本社へ事業集約を行う流れが加速しており、地方の経済は崩壊寸前の危機的な状況にあります。

加えて、当県のように、もともと産業基盤がぜい弱で、インフラ整備も遅れている地方自治体においては、できる政策にもおのずと限界があり、この法律のように全国の自治体が横並びで競争するような制度では、産業基盤が強い地域との格差がますます拡大することになります。

当県では、近年人口の社会減が加速していますが、地方で過疎化が再び始まっている今こそ、国策として産業の再配置を行うことが求められています。

ついては、より厳しさを増す地方の雇用情勢にかんがみ、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 1 国内産業の地方分散を促すための制度づくり

工場立地に関する法制度の再整理（工場等制限法や工業再配置法の復活、工場立地法での地域間格差導入等）や法人税制の活用（雇用情勢が悪い地域への企業立地に対する特例税率の設置等）、財政支援措置の導入（財政力が弱い自治体が独自に実施する企業立地に対する優遇助成制度等）等、国土の均衡ある発展に向けた、国策として国内産業の地方分散を促す施策の実施

(例) 地方における法人税率の低減

例えば、法人税(国税)を半分(30% 15%)にすることで、現在の実効税率(約40%)を中国・韓国並み(約25%)にする。

2 企業立地促進法における地域間格差を考慮した制度運用等

本法律に基づく市町村の固定資産税の減免に対する交付税措置について、市町村ごとの財政力指数を勘案した制度運用がなされており、計画区域内にあっても交付税措置が受けられない市町村もあるため、計画地域全体の状況を勘案した制度運営がなされるような制度への変更

3 農村地域工業等導入促進法における優遇措置の延長

地方における企業誘致を促進するため、本法律に基づく地方税の減免に対する交付税措置の適用を平成22年以降も延長

(要望省庁：経済産業省)

## 8 2 地域活性化を促進する植物工場の活用による新たな市場の創出への支援について

農商工連携のシンボルともいえる植物工場は、都市部と比較して用地や水等のインフラに恵まれた地域における立地潜在性が大きいと考えられ、部材開発・施工・技術コンサル等、裾野の広い総合産業として地域活性化の一端を担う役割が大いに期待されます。

国では、今般の補正予算において、生産コスト削減、技術開発や人材育成に関する支援等を農林水産省と経済産業省が連携して重点的に講じており、高く評価されます。

しかしながら、支援策の枠組みは食材の生産を主たる対象としていますが、第一次産業を含め、地域産業活性化の観点からは、医薬品等への展開など、植物工場を活用した農産物の新需要創造による新産業分野の開拓を推進することも極めて重要です。

つきましては、地域がその特性と強みを活かした独自の立地戦略を可能とし、事業者等が多様な植物工場を展開しやすい環境整備を促進するため、以下について格別の御配慮をお願いします。

### 1 農産物の新需要を創造する植物工場の普及・拡大

アグリ・ヘルス産業や環境産業を創出するため、医薬品・機能性食品や環境修復に用いられるきのこ類等の園芸作物を生産する植物工場についても、植物工場普及・拡大総合対策事業の対象に含めること

(要望省庁：農林水産省)

### 2 「とっとりグリーンフロンティア(仮称)」への支援

鳥取大学を中心として展開を検討している「とっとりグリーンフロンティア(仮称)」事業(機能性食品の製造や環境修復等に資する植物工場の普及・拡大に向けた取組)を、先進的植物工場施設整備補助金の交付対象として採択すること

(要望省庁：経済産業省)

## 8 3 家畜飼料の国内自給率向上及び収益性の低下した畜産農家への支援策の強化について

畜産物の生産・安定供給は、食料の安全保障など国民生活にかかわる重要な課題であります。

飼料価格高騰、畜産物価格低迷などにより畜産農家の収益性が著しく低下しており、畜産農家における自給飼料生産拡大への取組及び経営の安定を図ることが急務となっています。

また、意欲ある農業者が規模拡大による施設整備を計画した場合でも、畜産農家の点在化等により既存制度の共同利用要件に合致せず、制度の利用が困難となる案件が見受けられます。

については、畜産の安定的な生産基盤を確保するため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 強い農業づくり交付金事業など、自給飼料増産に係る機械、施設整備について、予算枠を十分に確保すること。
- 2 水田を活用した自給飼料生産を推進するため、耕畜連携水田活用対策事業について、継続地区分を含め取組面積助成の交付に必要な予算枠を十分に確保すること。
- 3 農家の経営安定ため、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、農林漁業セーフティネット資金の無利息制度を継続するとともに、既存の借入金を借換えできる無利息の制度資金を創設すること。
- 4 意欲ある農家を支援するため、共同利用になじまない畜舎、堆肥舎等の施設を設置する畜産農家に対し支援できる事業を創設すること。

（要望省庁：農林水産省）

## 8 4 学校給食における日本型食生活の推進 について

国民の食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、食育基本法に基づいて、平成18年3月食育推進基本計画が策定され、食育の推進に関する施策の基本的な方針が示されました。

一方、食生活の多様化などに伴い、食料自給率(カロリーベース)が40%まで低下するなかで、我が国の気候風土に適した主食である米の需要は減少し続け、水田転作の拡大を余儀なくされています。

米を中心として、水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成される「日本型食生活」は、栄養バランスに優れているばかりでなく、我が国の自給率の向上にも寄与すると考えられ、その重要性を再認識する必要があります。

特に、学校給食は、全国一千万人の子どもたちの将来の食習慣に影響を与えるものであり、学校給食における食育がとても大切です。

については、学校給食を食育のメインツールとして位置付け、子供たちに「日本型食生活」を身につけさせるとともに、米の消費拡大を図るため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 学校給食における米飯回数の増加及び日本型食生活を定着させるための献立開発や学校給食への食材供給を支援すること。
- 2 米粉パンの学校給食への普及を図るために、小麦粉パンとの差額助成を行うなど、支援を充実・強化すること。
- 3 地元食材の利用促進を図るための加工機器整備等を支援すること。

(要望省庁：文部科学省、農林水産省)

## 8 5 加工食品及び外食における原産地表示の推進について

加工食品については、平成18年10月から乾燥野菜など生鮮食品に近い20品目群について原料の原産地表示が義務化され、さらに対象品目の拡大が検討されています。

特に大豆は、水田転作の主要作物であり、国産品の需要を増進する上でも、また、消費者に情報を的確に伝えるためにも原産地表示は大変重要です。(平成18年6月に「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」が取りまとめられたが、義務表示への移行は未定。)

また、外食は、家計の食料消費支出の3割を占め、国民の食生活において重要な地位にあります。

外食の原産地表示ガイドラインは平成17年度に策定されたところですが、取組を一層推進するためには、表示に積極的に取り組む外食事業者の意欲を刺激することも効果的であると考えられます。

については、消費者が国産の農林水産物を選択する機会を幅広く確保するため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 加工食品の原料原産地表示を大幅に拡大すること。  
特に、大豆を原料とする加工食品である豆腐、納豆、豆乳、醤油、味噌等の原料原産地表示を義務化。
- 2 外食の原産地表示ガイドラインに沿った原産地表示の取組を推進すること。  
外食の原産地表示をしていることを示すマーク等を策定し、外食事業者が消費者に対してその取組をアピールしやすくする。  
原産地表示をしている外食事業者を認証する制度を設けて、その取組を奨励。

(要望省庁：農林水産省)

## 8 6 農林水産物貿易ルールの確立について

W T O（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド農業交渉の合意結果によっては、輸入農産物の急増から、我が国の農業は、稲作を中心に壊滅的な打撃を受ける恐れがあります。

一方、W T O交渉の遅れから、特定の国、地域のみで、経済連携協定（E P A）又は自由貿易協定（F T A）を結ぶなど、新たな貿易ルールの構築が進められています。

この中で、E P A交渉を行っている豪州からの輸入農産物は、我が国の農林水産業にとって重要な品目が多く、これらの関税が撤廃されれば、日本の農林水産業への影響は計り知れないものがあります。

今後の交渉に当たっては、輸出国と輸入国のいずれにとっても公平で、かつ真に公正な貿易ルールの確立のため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 W T O農業交渉においては、「多様な農業の共存」を理念とし、国内農業生産、地域経済の維持等に不可欠な米、乳製品などの基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保するなど、持続的な農業が可能となるよう交渉すること。
- 2 経済連携協定（E P A）、自由貿易協定（F T A）交渉については、我が国の国益にかなう交渉相手国を選定し、交渉すること。  
特に、日豪E P A交渉においては、牛肉、乳製品等の重要品目が対象外となるよう、我が国の国益に充分留意して交渉すること。

（要望省庁：農林水産省）

## 8 7 米政策の見直しについて

米政策（生産調整）は、米の需給バランスをとることで米価の安定を図る制度ですが、全国20府県、5万4千ヘクタールもの過剰作付けが発生（平成20年産）し、米価の下落を招いており、当県のように真面目に生産調整を守っている地域では、強い不公平感があります。

平成20年産米においては、各種対策の効果により価格が持ち直していますが、長期的に見ると米価は低下傾向であり、とりわけ担い手の経営に大きな影響を及ぼし、水田農業の持続性が懸念されます。

地域の水田農業が、多くの兼業農家や集落営農組織によって守られ、農村の存立基盤となっている現実を踏まえると水田農業の維持発展のためには、米政策がしっかりと機能し、生産者が公平感を感じ、安心して米が生産できるような制度となることが求められています。

については、農業者・農業者団体による生産調整の取組を実効性あるものとするため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 過剰作付けを行った県においては、過剰作付生産量の相当分を翌年産の需要量から控除する等、生産調整の実施状況に応じた算定方法に見直すこと。
- 2 都道府県への産地確立交付金の交付額を、生産調整の実施状況を踏まえた算定方法に見直すこと。

（要望省庁：農林水産省）

## 8 8 魚介類における農薬残留基準の早急な設定について

食品衛生法の改正に伴い、ポジティブリスト制度が導入されましたが、農薬残留基準が設定されていない農薬に対しては国際基準等の暫定基準を適用し、国内外の基準がないものには一律基準として0.01ppmの基準が設定されています。

特に、一律基準は国際的な許容量や諸外国の設定状況を参考に一律に設定されたもので、農薬ごとの特性を評価して設定された値ではありません。

当県では、東郷池のシジミにおいて、一律基準を超える除草剤(クミルロン)の成分の残留が判明し、魚介類の残留基準が設定されるまでの間、平成18年12月から8か月間の出荷を自粛したところです。また、平成20年7月17日に、一律基準を超える殺虫剤(ダイアジノン)が検出され、シジミの残留値が基準値以下になるまでの44日間、再び出荷自粛を余儀なくされる事態に至りました。

一律基準を超えて検出された農薬の残留値は、一日摂取許容量に照らしても人の健康に影響を及ぼすものではないにもかかわらず、本県のシジミ漁業は二度にわたり大きな影響を受け、漁業者の不安が増大しております。

農業生産者は適切な薬剤の使用、飛散防止対策に努めているにもかかわらず、突発的な大雨などの自然現象により成分が流出したものと考えられ、一律基準が適用される限りは、今後も出荷停止等が繰り返されることが懸念されます。

ついては、本制度の実効性を確保するために、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 一律基準の対象となっている農薬に対して個別に評価を行い、それぞれに適正な基準を設けること。
- 2 特に、使用頻度が高い以下の農薬について、魚介類における基準値の設定を早急に進められること。  
(ダイアジノン、クロルピリホス、クレソキシムメチル、MEP、トリシクラゾール、シメトリン)

(要望省庁：厚生労働省、農林水産省)

## 89 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 における「らっきょう」の対象市場群の 追加設定について

野菜価格安定制度は、年による価格変動の大きい野菜において、生産を維持し、国民への安定供給を確保するための仕組みとして役立っています。

当県を代表する特産品である「らっきょう」は、販売額10億円を超える主要品目であり、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に加入しており、平成19年は価格が大暴落しましたが、補てん金の交付を受けて生産の維持を図っております。産地の生産振興のためには生産者の経営安定が重要であり、今後とも野菜価格安定制度を積極的に活用したいと考えています。

しかし、当県のらっきょうの出荷市場の一部が事業の対象市場群（ブロック）となっていないため、産地から追加設定を強く要望されています。

らっきょうは、近年、消費が広がっていることから、出荷市場も変化しており、現在のブロック設定では産地の要望に対応できず、苦慮しているのが実状です。

ついては、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 らっきょう（未調製のもの）については、四国ブロックを、らっきょう（調製したもの）については、九州ブロックを早期に設定すること。
- 2 出荷市場の変化に対応したブロックの見直しについて、柔軟に対応すること。

（要望省庁：農林水産省）

## 90 畜舎の臭気対策施設整備への支援 について

平成16年11月から、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則」に規定する管理基準が施行され、当県においても国事業及び県事業により家畜排せつ物の計画的な処理施設整備が行われてきました。

しかしながら、住宅と畜舎の混在化など畜産を取り巻く環境の変化から、畜舎からの臭気に対する苦情は年々増加しており、特に大規模化の進んでいる養鶏農場においては、早急な対応が求められています。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生もあり、地域住民に迷惑施設と思われぬよう、今まで以上に臭気対策への配慮が必要な状況となっています。

については、臭気対策施設の整備にかかる新たな支援制度を創設されるよう格別の御配慮をお願いします。

なお、事業の拡大が困難である場合は、地方の自由度を高めるため、一般財源化（税源移譲）するよう併せてお願いします。

（要望省庁：農林水産省）

## 9 1 公共育成牧場、食肉センター等、公共性の高い畜産施設の修繕整備に係る支援について

公共育成牧場は、畜産農家の優良後継牛確保の施設として、また、食肉センターは、生産と消費をつなぐ食肉の拠点施設として、当県の畜産には不可欠な公共性の高い施設として位置付けられています。

いずれの施設においても、周辺住民の環境保全に対する要求、消費者の食肉衛生管理に対する要求が高まりつつあり、これらに対応するための施設の修繕及び機能向上を図っていく必要があります。

については、公共性の高い畜産関連施設の修繕及び機能向上整備に係る支援制度の創設について格別の御配慮をお願いします。

- 1 公共育成牧場における家畜糞尿の処理施設など周辺環境保全に対応する修繕、機能向上整備への支援策を創設すること。
- 2 食肉センターにおける衛生管理施設の追加整備、修繕への支援策を創設すること。

( 要望省庁：農林水産省 )

## 9 2 弓浜半島地域の実効ある農業用水確保 対策について

国は、弓浜半島地域の慢性的な水不足の解消と、弓浜・彦名両干拓地の用水確保を目的として計画されていた「宍道湖・中海淡水化事業」の中止を平成14年12月に決定されました。

この淡水化事業に替わる農業用水を確保するため、国は、国営中海土地改良事業の計画変更を平成16年度に行い、また平成19年度には国営造成土地改良施設整備事業「弓浜半島地区」に着手され、平成22年度を目途に米川を活用する代替水源を整備されているところです。

しかし代替水源は、地元農家にとって今まで経験したことのない仕組みであり、さらに巨大な施設であることから、代替水源施設が計画どおり機能を発揮し、維持管理にも問題がないことが確認されない限り、地元農家の水不足への不安は払拭されません。

については、弓浜半島地域及び弓浜・彦名両干拓地における実効ある農業用水確保対策の実現のため、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

代替水源に係る地元農家の不安が払拭されるまで、国が責任を持って対応すること。

(要望省庁：農林水産省)

### 9 3 国営造成水利施設の維持管理支援施策の充実について

当県では、完了した2つの国営事業（大山山麓、東伯）により、平成18年度までに4つのダムと幹線水路（総延長124キロメートル）が整備され、水を活用した農業の展開を進めているところです。

これらの施設は地元（市町と土地改良区）が農家から水使用料を徴収して管理していますが、大規模な施設で管理費が高額なことに加え、担い手の高齢化や昨今の農業情勢の悪化から水利用が計画どおり進まず、2つの国庫補助事業を活用してもなお、地元の持ち出しは両地区で毎年数千万円にのぼり、大きな負担となっています。

このような状況の中、本年度（H21）には国庫補助事業の「国営造成施設管理体制整備促進事業」が終期になることから、地元は今後の管理にいっそう不安をつのらせています。

また、「基幹水利施設管理事業」において、管理費の約4割を占める人件費が補助対象になっていないことも、地元負担が増える大きな要因となっています。

については、これら国営地区の事情を踏まえ、補助事業の継続や支援内容の拡充など、管理費支援に係る次の事項について、格別の御配慮をお願いします。

- 1 国営造成施設管理体制整備促進事業を22年度以降も継続すること。
- 2 基幹水利施設管理事業において、人件費を補助対象とすること。
- 3 国有土地改良財産の補修費用については、整備時の国営事業と同じ国庫補助率で支援するとともに、高度な技術を要する機器更新等は国営事業として実施すること。

（要望省庁：農林水産省）

## 9 4 用途廃止する国営土地改良財産の 譲与先の明確化等について

平成20年11月の国要望に対する農林水産省の回答を受け、国営大山開拓建設事業により造成された土地改良財産の用途廃止を進めるため、用地の権利関係や不要となる施設の有効利用の可否などについて作業を進めております。

しかしながら、用途廃止する上で、国からの譲与先と無償譲与の可否が明確でないことから、このままでは、国から示された「広域農業用水適正管理対策事業（事業主体：県）」を活用し、廃止施設を撤去できても、残る財産の譲与先が決まらないままとなり、土地改良区は国との管理委託契約を解除できず、解散することができなくなるのが危惧されます。

さらに、広域農業用水適正管理対策事業は地方財政措置等が適用されないため、県及び町の財政的な負担が大きくなることも憂慮しております。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 用途廃止する国営土地改良財産の譲与先の明確化
  - ・国は、早急に用途廃止する財産の譲与先を明確にすること。
  - ・管理費を支弁していない市町村及び個人等への無償譲与を可能とすること。
  
- 2 広域農業用水適正管理対策事業の拡充等
  - ・河川区域外の施設及び財産処分に伴う登記費用が補助対象となるよう事業制度を拡充、又は新たな制度を創設すること。
  - ・地方財政措置の適用事業とすること。
  - ・後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の対象とすること。

（要望省庁：農林水産省）

## 9 5 農業用基幹水利施設の整備・補修に対する地方財政措置の充実について

当県では、主要産業である農業の近代化・効率化を目指して、昭和30年代から優良農業地帯の農業生産に必要な、基幹水利施設である頭首工や取水樋門などの農業用河川工作物や、石綿管を使用した畑地かんがい用の幹線パイプラインを整備し、多様な農業を進めてきました。

しかし、このような当県の農業振興に重要な役割を果たしてきた基幹水利施設は、整備から半世紀余りを経過し、老朽化による著しい機能低下から早急な整備・補修が必要となっておりますが、地元にとっては高額な費用負担を伴うことから、今後さらに多種多様な農業を展開していく上で、深刻な問題となっております。

このため、県としては、地方財政が依然として厳しい状況の中、このような基幹的な施設の整備・補修に対して地元への支援が必要と考えているものの、既存の補助事業が開発指定事業・起債対象事業の対象とされていないことから、多大な一般財源の負担が発生するため、現状のままでは事業着手が困難な状況となっております。

ついては、このような老朽化した農業用基幹水利施設の整備・補修を行う上で、県、地元の負担が軽減されるよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」に定める補助対象事業の拡大。
- 2 一般公共事業債の適債事業の拡大。

(要望省庁：農林水産省)

## 9 6 小水力発電施設の整備・運営に対する 支援措置の充実について

当県では、昭和初期に農山漁村電気導入促進法により整備が行われた小水力発電施設が、農業・農村の活性化に大きな役割を果たしてきましたが、その整備から半世紀を経過した施設も多く、維持管理並びに修繕に多大な労力と費用が必要となっています。

一方で、農業用水路を活用した小水力発電など、これまで十分に着目されてこなかった未利用自然エネルギーについても、新技術の開発などから利用範囲が拡大しつつある状況にあり、農業者や土地改良区において関心が高まってきています。

現在、当県では新エネルギーの導入に対する県独自の支援を行っているところですが、小水力発電施設の活用・導入を促進するためには、既存の補助事業を活用しても、補助対象となる発電規模や施設、売電収入の用途についての制限があることから経済的に見合わないため、地元団体は整備について逡巡しているところです。

このような状況を踏まえ、小水力発電が新たな農業農村の活性化につながる有効な施策となるよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 発電施設の更新、修繕や水路補修などにまで対象を拡大した、新たな国庫補助事業の創設。
- 2 発電によって得られる売電収入の用途の拡大。

( 要望省庁：農林水産省 )

## 9 7 造林公社に対する支援措置について

財団法人鳥取県造林公社は、国土の保全や森林資源の充実を国策とする林業政策に基づき、森林所有者等による自主的な造林が進まない地域を中心に1万5千ヘクタールの造林を推進してきました。

近年、森林の多面的機能に対する国民の期待は高まりつつあり、公的森林整備を推進する造林公社の重要性は増していますが、木材価格の低迷等により、森林整備のために借り入れた資金の返済が造林公社の経営を極めて厳しい状況としています。

この債務は、県の貸付金と県が債務保証をした金融機関貸付金であり、最終損失額は県の負担となるため、平成14年度に、新規造林の廃止、分収割合の引上げ、県貸付金利息の免除及び職員の削減などを行い、平成18年度には、更なる削減策として公社職員給与の削減、公庫利子償還金を全額補助するなど造林公社の抜本的な財務改善に取り組んでいます。

このように、県レベルで可能な改善を全力で行っているにもかかわらず、既往債務の返済に起因する膨大な最終損失額を見込んでおり、もはや地方のみで解決できない深刻な課題であり、国レベルでの抜本的な具体策が必要となっています。

については、造林公社の抜本的な財務改善を行っていくため、国において抜本的な対策を講じられるよう、格別の御配慮をお願いします。

< 例 >

- 1 日本政策金融公庫借入金の元金償還に対し、都道府県が支援を行う場合に対する国庫補助制度の創設。
- 2 松くい虫被害、生育不良などにより、不採算として位置付けた造林地に係る既往債務に対し、都道府県が支援（債務免除等）を行う場合に対する国庫補助制度の創設。

（要望省庁：総務省、農林水産省）

## 9 8 日韓暫定水域及び我が国排他的經濟水域 における漁業秩序の確立について

平成11年1月に発効した日韓漁業協定により設定された日本海の広大な暫定水域は、本来両国が共同利用、共同管理すべき水域であるにもかかわらず、韓国漁船に事実上独占され、無秩序操業により資源の枯渇が懸念される状況にあります。

また、我が国排他的經濟水域においても、山陰の重要漁場である島根県浜田市沖を中心として、我が国が許可していない韓国の違法漁具が多数発見・押収されるなど、暫定水域を越境した違反操業が恒常化するとともに、ますます悪質化・巧妙化してきております。

一方、竹島周辺の暫定水域内においては、平成14年に当県所属のベニズワイガニ漁船が韓国警備艇に衝突される事件が発生するなど、安全操業に対する不安は今でも払拭されておられません。

こうした問題について、当県は現状を認識してもらうため、ホームページや島根県との共同制作テレビ番組などで広報に努めているところです。

近年、国の積極的な両国間協議、取締強化などにより、少しは進展が見られておりますが、引き続き我が国の国益を損なわないよう、毅然とした対応により、早期に我が国固有の領土である竹島の領土問題を解決するとともに、排他的經濟水域の境界線の画定に全力を挙げてくださるようお願いいたします。

なお、それまでの間は、次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。

- 1 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、暫定水域内の操業秩序及び資源管理方策を早急に確立。
- 2 我が国排他的經濟水域における韓国漁船の監視・取締りの一層の強化及び韓国政府に対して監視・指導の徹底の要請。
- 3 竹島周辺における我が国漁船の安全航行の確保。
- 4 暫定水域及び我が国排他的經濟水域における日韓漁業の現状についての積極的な広報による国民世論の喚起。

( 要望省庁：外務省、国土交通省、農林水産省 )

## 9 9 森林整備加速化・林業再生事業費の確保 について

昨年からの経済情勢の急激な悪化により木造住宅着工戸数が大きく減少し、これにより、大幅な木材需要の減少、木材価格の下落を招き、当県の林業・木材産業は著しく疲弊しています。

また、このまま推移すれば、京都議定書の森林吸収目標の達成が憂慮されるところです。

このような状況の中、平成21年度補正予算の「森林整備加速化・林業再生事業」は、川上から川下までの対策を総合的に推進するものであり、特に地域材の需要拡大につながる「木造公共施設整備」など出口対策が積極的に盛り込まれたことは、画期的で時宜を得たものと高く評価されるものであり、当県では、市町村、社会福祉法人、住民団体などからも多くの要望が寄せられているところです。

ついては、森林整備加速化・林業再生事業費の当県への配分において、要望額を考慮していただき、格別の御配慮をお願いします。

( 要望省庁：農林水産省 )

## 100 米子空港の滑走路2,500メートル化 事業の完成について

米子空港（美保飛行場）は、東京便利用者数が年間40万人を超え、また、山陰唯一の国際定期便としてソウル便が就航しているなど山陰の空の玄関として、地域経済の発展及び日本海対岸諸国との交流促進に重要な役割を果たしています。

現在、平成21年内の供用開始に向けて滑走路本体工事も順調に進んでおります。

については、国土交通省の滑走路延長事業について、平成22年度内に完成するための事業費確保と整備促進に、格別の御配慮をお願いします。

（要望省庁：国土交通省）

## 1 0 1 重要港湾境港などの整備促進について

境港は、「北東アジアゲートウェイ構想」における国際貿易拠点港として重要な役割を担っており、今年6月には境港 - 東海（韓国江原道） - ウラジオストク（ロシア）を結ぶ新規国際フェリー航路が本格運航されました。

また、輸入原木の長距離輸送に伴い貨物船の大型化が見込まれることから、これに対応する岸壁など、新たな港湾施設の整備が急務となっています。

一方、鳥取港においては、千代川河口からの水流と日本海の波浪、潮流により港口付近で複雑な波が発生しており、中小船舶の航行の妨げになっています。

このため、西側からの入出港を可能とする西浜航路の開設が急務となっています。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

### 【境 港】

#### 1 直轄事業

- ・外港竹内南地区等の防波堤の整備促進
- ・原木を取り扱う岸壁の新規事業着手  
外港中野地区 - 12 m岸壁

#### 2 補助事業

- ・旅客船岸壁の新規事業採択。  
外港竹内南地区 - 9 m岸壁

### 【鳥取港】

#### 1 直轄事業

- ・防波堤（第1）の整備促進

#### 2 補助事業

- ・防波堤（第2・第3）の整備促進

（要望省庁：国土交通省）

## 102 殿ダム建設事業の促進について

殿ダムは、鳥取市を洪水から守るとともに、水需要の増大、渇水等に対処するために必要不可欠な施設であり、平成19年6月には、ダム本体の工事が着工され、完成が急がれているところです。

当県としても、関係住民の生活再建を図るため、平成11年3月に決定された水源地域整備計画に盛り込まれている各種基盤整備事業に積極的に取り組んでいるところです。

については、平成23年度の完成を目指して、当ダム事業を促進することについて、格別の御配慮をお願いします。

なお、県企業局では、平成23年度の完成を目指して、今年度から袋川発電所の建設工事に着手します。

### (参 考)

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| ダム型式  | ロックフィルダム                      |
| 堤 高   | 約75メートル                       |
| 堤 頂 長 | 約294メートル                      |
| 総貯水容量 | 約1,240万立方メートル                 |
| 事業進捗  | H21年度末(予定) 72%<br>(H21年度 定礎式) |

(要望省庁：国土交通省)

## 1 0 3 河川事業費の確保について

当県の河川は、急しゅんな中国山地の影響で急流河川が多く、これまで幾度となく洪水被害が発生してきました。

このため河川改修の促進に努めてきたものの、近年の公共事業費縮減のあおりを受け、河川改修の進捗は以前と比較して著しく低下しています。

このような状況の中、当県では、浸水被害の頻発又は過去に甚大な浸水被害のあった諸河川について、浸水被害の早期解消に向け重点的に整備を行っておりますが、未だ浸水被害の解消には至っていません。

ついては、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 浸水被害の予防・軽減に向けた補助河川整備のための十分な事業費の確保
  - ・塩見川、大路川、八東川、由良川、加茂川
- 2 河川整備計画等に基づく直轄河川の計画的整備のための十分な事業費の確保
  - ・千代川、天神川、日野川、斐伊川(中海護岸)
- 2 排水機場、水門等を対象とした長寿命化計画策定のために必要な事業費の確保

(要望省庁：国土交通省)

## 1 0 4 海岸事業費の確保について

当県の海岸は、日本海特有の冬期風浪などによる侵食が進み、道路等の公共施設のみならず、宅地、農地等が消失の脅威にさらされています。

平地部の狭小な当県にとって、海岸侵食を防止するために海岸保全施設を整備し、国土の保全に努めることは緊急的な課題です。

ついては、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 山陰海岸国立公園内での補助海岸の侵食対策に対する十分な事業費の確保
  - ・湯山海岸、岩美海岸
  
- 2 弓浜半島における直轄海岸の侵食対策に対する十分な事業費の確保
  - ・皆生海岸

(要望省庁：国土交通省)

## 105 砂防関係事業費の確保について

当県では、平成19年、立て続けに局地的な集中豪雨が発生し、中でも9月4日に発生した東伯郡琴浦町の集中豪雨では、時間雨量103mm/hという記録的な集中豪雨により土砂災害が多数発生し、住宅が全壊するなどの被害が生じたところです。

また、多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」は、梅雨や台風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）からの土石流により主要地方道倉吉江府溝口線（元大山環状道路）が再三通行止めになるなど観光資源として精彩を欠くとともに、下流域の集落等に対しても土石流による災害の不安を与えています。

については、県によるハード・ソフト対策に加え、国による事業の整備促進及び財政的支援が不可欠ですので、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 土砂災害の予防・防止効果のあるハード整備のための十分な事業費の確保
- 2 砂防激甚災害対策特別緊急事業による早期復旧のために必要な事業費の確保
  - ・激特事業：八頭郡八頭町及び若桜町（角谷川ほか）
- 3 直轄砂防事業の整備促進に必要な事業費の確保
  - ・大山南壁（一の沢、二の沢、三の沢）下流域
  - ・天神川流域
- 4 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域を指定するための基礎調査費の確保
- 5 土砂災害特別警戒区域指定に伴う住宅の補強・改築に対する支援策の早期制度化

（要望省庁：国土交通省）

## 106 治山関係事業費の確保について

当県では、平成19年、立て続けに局地的な集中豪雨が発生し、中でも9月4日に発生した東伯郡琴浦町の集中豪雨では、時間雨量103mm/hという記録的な集中豪雨により土砂災害が多数発生し、住宅が全壊するなどの被害が生じたところです。

また、多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」は、梅雨や台風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）からの土石流により主要地方道倉吉江府溝口線（元大山環状道路）が再三通行止めになるなど観光資源として精彩を欠くとともに、下流域の集落等に対しても土石流による災害の不安を与えています。

については、県によるハード・ソフト対策に加え、国による事業の整備促進及び財政的支援が不可欠ですので、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 山地災害の復旧及び予防・防止効果のあるハード整備のための十分な事業費の確保
- 2 特定流域総合治山事業における十分な事業費の確保  
・日野郡日野町久住地区
- 3 直轄治山事業の整備促進に必要な事業費の確保  
・国有林治山事業：大山南壁（三の沢地区ほか）  
・特定流域総合治山事業：日野郡日野町久住地区

（要望省庁：農林水産省）

## 107 漁港関係事業費の確保及び漁港航路・泊地しゅんせつの支援制度拡充並びにフロンティア漁場整備事業費の確保について

当県においては、県・市・町それぞれの漁港管理者が、冬季風浪等に対する港内静穏度を確保するための施設整備、老朽化した施設の改築・補修等を実施しているところです。

このため、各漁港管理者自らの努力に加え、国による漁港関係事業に対する財政的支援が不可欠です。

更に、当県では毎年多くの漁港において、厳しい冬季風浪によって航路・泊地が砂で埋塞し、漁船の出漁に支障を来しています。

この対策として行うしゅんせつ工事に毎年多額の経費を要し、特に、市においては財政上の大きな負担となっています。

また、国におかれては、日本海西部海域（兵庫・鳥取・島根沖）におけるズワイガニ、アカガレイ資源の回復を目的に保護育成礁の整備を行う、フロンティア漁場整備事業を国の直轄事業として平成19年度から実施されているところであります。

この事業に対しては、漁業者から高い期待が寄せられていることから、早期の効果発現に向けて完成が急がれているところであります。

については、次の事項に格別の御配慮をお願いします。

- 1 漁港関係事業を着実に実施するための十分な事業費の確保  
・ 網代漁港・泊漁港等
- 2 漁港の航路・泊地しゅんせつ工事に對する国の支援制度の拡充
- 3 フロンティア漁場整備事業の十分な事業費の確保

（要望省庁：水産庁）

## 108 直轄事業における地元企業への優先発注 について

昨今の公共事業の減少は、当県の基幹産業である建設業の衰退を招き、当県経済にも大きな影響を与えており、見過ごすことのできない状況にあります。

県としては、地元企業で施工が可能なものは、地元業者へ発注し、また下請けにおいてもできるだけ地元企業とするようなシステムとしているところです。

また、今年度から国が発注する工事等においても、地元企業向け工事の金額の拡大や指名基準における本店限定、また地元企業活用促進型総合評価方式の試行など、地元企業の受注機会の拡大に対して工夫をされたことに一定の評価をさせていただいたところであります。

今後とも、国が発注する工事等においても地元企業の受注機会の拡大が図れるよう、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 建設工事における分離・分割発注の推進。
- 2 本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種の拡大。
- 3 特に県内企業の受注率が低い排水性舗装工事への県内企業の参入。
- 4 建設工事における資材調達について、経済性にこだわることなく県産品の優先使用。

(要望省庁：国土交通省、農林水産省)

## 109 教育における地方分権の推進について

### (1) 地方公共団体の自主性、自立性を尊重し、 地方分権に資する教育行政の確立について

国において教育改革に向けた様々な取組、提言がなされているところです。

教育は自立した地域づくりの根幹をなすものであり、地方分権を進める上で、地方公共団体が当事者意識と責任を持って、地域の特性、事情に応じた特色ある教育を実施できる体制の確保は不可欠です。

については、教育制度の構築・運用に当たっては、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的・自立的に教育行政を行うことができる制度となるよう、十分な配慮をお願いします。

- 1 教育委員会制度の運用に当たっては、地方公共団体の主体的な判断を尊重すること。
- 2 地域の特性に応じた自立的な教育行政の運営を尊重すること。
- 3 拡大する教育需要に対応した教職員の確保と必要な財源措置。

(要望省庁：文部科学省)

## ( 2 ) 少人数学級の制度化について

平成 13 年 4 月に施行された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により学級編制弾力化への道が開かれ、さらに平成 15 年 4 月には、学級編制の一層の弾力的な取扱いが可能となったところです。また、平成 16 年度から総額裁量制導入、指導方法工夫改善定数を活用した少人数学級編制など、より一層の学級編制の弾力化が可能となりましたが、少人数学級を実施するための十分な財政措置は行われていません。

当県では小学校低学年の児童の実態などを考慮し、平成 14 年度から独自に小学校 1・2 年生において 30 人学級を実施、さらに、中学校 1 年生においては 34 人以上の学級を対象に、33 人学級を実施している。

全国的にも多くの県において学級編制の弾力化が実施されている。

については、国において 30 人学級など少人数学級を制度化するとともに、必要となる教職員の人件費、校舎整備費等の財源措置について、格別の御配慮をお願いします。

( 要望省庁：文部科学省 )

### ( 3 ) 「総額裁量制」の柔軟な運用について

平成 16 年度から、義務教育費国庫負担制度の枠を維持しながら、例えば教員の給料の単価を下げて教員の数を増やし、少人数学級編制を行うことが可能になるなど、より地方独自の取組が容易になり教育分野における地方団体の自主性を増す、いわゆる「総額裁量制」が導入されました。「総額裁量制」の導入は、地方分権の趣旨に合う、地域の実情に応じた学校教育の充実が可能となる制度への改革であったことを評価しています。

については、総額裁量制が地方での教育の活性化及び自主性の発揮につながるよう、義務教育費国庫負担制度の対象職員に次の職種を加えるなど、さらに柔軟な運用の実現について、格別の御配慮をお願いします。

- 1 小中学校の司書職員
- 2 特別支援学校の看護師、介助職員、理学療法士及び作業療法士

( 要望省庁：文部科学省、総務省 )

## ( 4 ) 学校図書館の整備・充実について

児童生徒の豊かな心を育成するとともに、近年増加傾向にある問題行動に対応するため、発達段階に応じた「心の教育」の充実が重要な課題となっているところですが、図書館教育を通じた豊かな心の育成は、「心の教育」を推進する上でも必要であると考えます。

また、「総合的な学習の時間」における児童生徒の調べ学習などを支援するためにも、学校図書館の機能の充実が重要となっています。

さらに、学校図書館法の一部改正により、平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭の配置が義務付けられたところですが、当県では、原則としてすべての公立の小・中・高等学校（盲・聾学校及び養護学校を含む。）に司書教諭を配置するとともに、すべての県立高等学校に図書館司書を正職員配置しています。

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

- 1 図書整備に係る地方交付税措置について、義務教育諸学校に加えて公立高等学校もその対象とするよう、地方交付税措置を充実。
- 2 司書教諭としての職務が十分に果たせるよう、加配教員の配置による授業持ち時間の軽減などの改善措置。
- 3 小中学校の司書職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員とすること。

( 要望省庁：文部科学省、総務省 )

## ( 5 ) スクールカウンセラーの国庫補助制度の 充実について

児童生徒の不登校、問題行動等に対応するために、外部の専門家をスクールカウンセラーとして任命し、学校における教育相談体制の充実を図っているところであります。

しかしながら、現在のスクールカウンセラーは非常勤職員であることから、雇用が不安定であり、臨床心理士等の資格を持った者を確保することが困難な状況であることから、平成19年度から常勤職員として採用しているところです。

ついでには、スクールカウンセラー配置に関する国庫補助制度の対象として県立高等学校も含めるとともに、必要度の高い定時制・通信制課程高等学校への配置について御配慮をお願いします。

また、私立高等学校に対する補助制度の充実についても併せて御配慮をお願いします。

さらに、各地方公共団体がスクールカウンセラーを常勤職員として採用する場合にも国庫補助の対象となるよう、当国庫補助制度の改善・拡充について、格別の御配慮をお願いします。

なお、制度の改善が困難である場合は、地方の自由度を高めるため、一般財源化（税源移譲）するよう併せてお願いします。

( 要望省庁：文部科学省 )

## ( 6 ) 特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて

特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金については、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）等の規定に基づき、特別支援学校又は小学校若しくは中学校の特別支援学級への就学の特殊事情を考慮して、当該学校へ就学する幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、国がその経費の一部を負担又は補助するものであり、負担又は補助の対象となる経費の範囲が厳密に規定されています。

しかしながら、次の経費が就学奨励制度の対象とならないなど、障害のある児童生徒の実態や地域の実情に即していないことが多々あります。

- 1 点字の習得が難しい途中で失明した者に対して、教科書という本の形態でない録音図書（テープ等）を購入する経費
- 2 高等学校に進学した視覚障害のある生徒に対して、拡大教科書を購入する経費
- 3 「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師資格」の取得を目指している特別支援学校（視覚障害部門）の生徒のうち、実習においてはり等を使う生徒に対するB型肝炎感染予防に係る抗体検査に必要な経費
- 4 中山間地等の公共交通機関が発達していない地域における特別支援学校のスクールバスを運行する経費

については、次の事項について格別の御配慮をお願いします。

就学奨励費を支給している都道府県や市町村の意見を聞きながら、柔軟な制度となるよう就学奨励制度の見直しをすること。

（要望省庁：文部科学省）

## 1 1 0 学校施設の耐震化の促進について

昨年5月に中国四川省で発生した大地震では、学校施設等の倒壊により、多数の児童生徒が犠牲になりました。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場でありその安全を確保する必要があること、また災害時には住民の避難場所にもなることから、その耐震化を進めることは極めて重要です。

今般の地震防災対策特別措置法の改正や、国の緊急総合対策において、 $I_s$ 値0.3未満の学校施設の耐震化について拡充措置（耐震補強工事の補助率嵩上げ）がなされたところです。

しかしながら、当県の学校施設においては、 $I_s$ 値0.3以上でも耐震化の必要な建物が多くあり、公立・私立を問わず、設置主体の財政難から耐震化が進んでいない現状にあります。

については、学校施設の耐震化がさらに進むよう、以下に掲げるとおり一層の促進措置を講ずることについて格別の御配慮をお願いします。

### 1 公立小中学校について

地震防災対策特別措置法改正による耐震補強の補助率嵩上げの対象施設を耐震化が必要なすべての建物へ拡充

（現行  $I_s$ 値0.3未満の建物）

地震防災対策特別措置法改正による補助率嵩上げにおいて「改築事業」についても耐震補強と同様の補助率2/3へ引き上げ

（現行 1/2）

耐震化に必要な経費の全てを国庫補助対象にするよう改善

### 2 公立高等学校について

地震防災対策特別措置法をさらに見直しその対象を公立高等学校へ拡充

### 3 私立学校について

私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充

耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2/3へ引き上げ

（現行  $I_s$ 値0.3未満：1/2、 $I_s$ 値0.3~0.7：1/3）

耐震診断費用を単独で補助対象化

耐震補強が必要で老朽化した私立中・高等学校の改築費用について補助対象化  
（要望省庁：文部科学省）